

桐朋学園大学院大学
自己評価報告書・本編
〔日本高等教育評価機構〕

平成 21 年 6 月

桐朋学園大学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	p. 1
II. 沿革と現況	p. 2
III. 「基準」ごとの自己評価	p. 4
基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p. 4
基準2. 教育研究組織	p. 6
基準3. 教育課程	p. 11
基準4. 学生	p. 17
基準5. 教員	p. 28
基準6. 職員	p. 34
基準7. 管理運営	p. 40
基準8. 財務	p. 49
基準9. 教育研究環境	p. 54
基準10. 社会連携	p. 59
基準11. 社会的責務	p. 65
IV. 「特記事項」	p. i
1. 学内演奏会	p. i
2. 桐朋学園富山キャンパス市民の声を聴く会	p. ii

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 建学の精神

我が国の音楽系高等教育機関は国際的な視野で見た場合、まだ欧米文化の受容の域を出ていないのが現状である。西洋音楽を学んだ大学学部生が国際的に通用するさらに高度な音楽能力と教養を身につけるには、大学院教育が不可欠であることは言うまでもない。

本学は、これまで我が国の先端的な音楽教育を実践してきた「桐朋学園大学」における音楽教育の経験を基礎に、音楽専門の大学院教育は今後どのように行われるべきか、大学院教育によって世界の音楽文化にいかに関与するかという大きな視点から開設された。その教育は、芸術行為・音楽実践の原点に立ち返り、「演奏の様式性の獲得」と「感性教育の実践」を根本におき、建学の精神とする。

2. 大学の目的

本学は、建学の精神に基づき、学則に「桐朋学園大学院大学は、音楽芸術の演奏と学術的理論及びその応用について教育研究し、芸術文化に関する幅広い識見と卓越した能力及び創造性ゆたかな芸術的感性を養い、もって文化の進展に関与することを目的とする。」と定め、音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家を育成することにより、国際的に貢献することを目的としている。

3. 大学の個性・特色

本学は、次に挙げる教育の特色を展開し、建学の精神、目的を具現化している。

- (1) ピアノ、ヴァイオリン、ヴィオラ及びチェロの「重奏研究」を柱とし、専攻実技とともに実技教育における重層かつ多様なカリキュラムを構成する。
- (2) 各種アンサンブルのパートナーは、一流の演奏家である教員が務め、それぞれのジャンルに即したより実践的な高い教育効果を狙う。
- (3) 各教員が学生の研究課題や志向性、能力に即してシラバス（講義概要）を作成する。
- (4) 集中授業やレッスンを多様に組み込むことで、学生の多岐にわたる研究課題に十分に応じられるようにする。
- (5) 総合講座制により、開かれた教育研究の場とする。
- (6) 教育の柱である「重奏研究」指導において、ピアノとヴァイオリンまたはピアノとチェロの複数の教員がそれぞれの専門的見地から学生指導にあたる。
- (7) 修了演奏指導では、「重奏研究」を担当する複数の教員の指導を受ける。
- (8) 修士論文のテーマは、修了演奏で取り上げる作品に即したものとする。
- (9) 学生に自習室を配置し、研究課題について自由に学べる環境を提供する。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

桐朋学園大学院大学は、「学校法人桐朋学園」を構成する「音楽部門」に属する。

「桐朋学園音楽部門」は、昭和 27(1952)年に学校法人桐朋学園桐朋女子高等学校に音楽科が設置されてから、学校法人桐朋学園の一部門としてその教育の歴史を刻むこととなった。

学校法人桐朋学園は現在、「男子部門」、「女子部門」、「音楽部門」の3つの学校群から構成される法人であり、軍人の子女の教育を目的に山下亀三郎氏が資金を投じて設立した山水中学校と山水高等女学校をその母体としている。戦後、山水中学校は「桐朋学園男子部門」として、山水高等女学校は「桐朋学園女子部門」として、それぞれ新しいスタートを切った。

戦後の日本は、焦土と化した荒廃のなかから、限りない人間の理想と希望と健康な社会を目指して新たな歩みを始めた。桐朋学園音楽部門の音楽教育もまた、そうした戦後の息吹を受け「新たな音楽教育」を基本理念として生まれた。

桐朋学園音楽部門は、昭和 23(1948)年に市ヶ谷に開設された「子供のための音楽教室」を礎とする。音楽教室の創設者たちは、子供たちの限りない才能を大切にし、そしてそれを育み、未来を創り出すことに努めた。桐朋学園音楽部門の原点は子供の早期教育にある。子供のなかに限りない未来の可能性を引き出すことにこそ、教育の未来があるという思想から音楽部門の教育は始まった。

この音楽教室を土台に、昭和 27(1952)年に学校法人桐朋学園の桐朋女子高等学校に音楽科が併設され、その後桐朋学園短期大学、4年制の桐朋学園大学と発展し、平成 7(1995)年に富山市の誘致を受けて桐朋オーケストラ・アカデミー（現在、桐朋学園大学院大学・桐朋学園大学音楽学部附属の教育研究機関）を開設した。平成 11(1999)年、我が国初の芸術系独立大学院として桐朋学園大学院大学を同じく富山市に開設した。

なお、本学の沿革をまとめると、【表 1】のとおりである。

【表 1】

昭和 15(1940)年	11月	山下汽船株式会社社長山下亀三郎氏の寄付金を基に、財団法人山水育英会設立認可。
昭和 16(1941)年	4月	財団法人山水中学校（国立に山水中学校、大阪に第二山水中学校を開設。なお、第二山水中学校は昭和 21(1946)年 12月に分離）、山水高等女学校（調布市仙川）設立。
昭和 22(1947)年	3月	財団法人山水中学校、山水高等女学校解散。
昭和 22(1947)年	4月	財団法人桐朋学園設立。桐朋第一中学校、桐朋第二中学校開設。
昭和 23(1948)年	4月	桐朋高等学校、桐朋女子高等学校開設。桐朋第一中学校を桐朋中学校に、桐朋第二中学校を桐朋女子中学校に名称変更。
	10月	子供のための音楽教室を市ヶ谷の東京家政学院内に開設。
昭和 26(1951)年	3月	財団法人桐朋学園を学校法人桐朋学園に組織変更認可。
昭和 27(1952)年	4月	桐朋女子高等学校に音楽科（共学）併設。
昭和 30(1955)年	4月	桐朋学園短期大学音楽科開設。

桐朋学園大学院大学

昭和 36(1961)年	4月	桐朋学園短期大学音楽科を改組し、桐朋学園大学音楽学部開設。
平成 7(1995)年	9月	桐朋オーケストラ・アカデミー開設。
平成 11(1999)年	4月	桐朋学園大学院大学音楽研究科開設。

2. 本学の現況、所在地

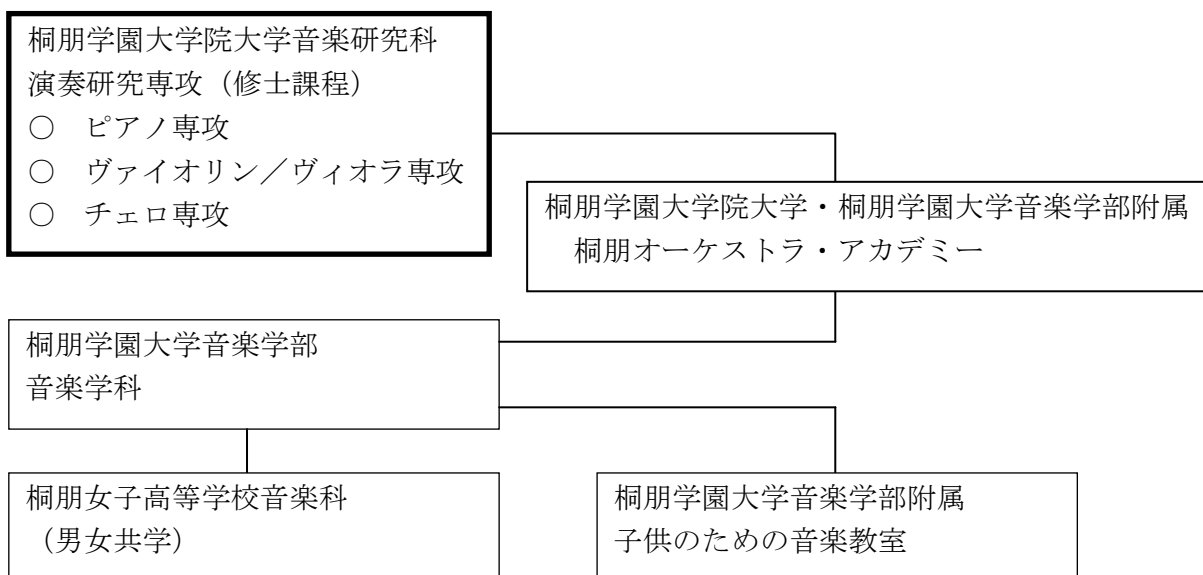
(1) 大学名

桐朋学園大学院大学

(2) 所在地

本学は、【図1 桐朋学園音楽部門組織図】のとおり、桐朋学園音楽部門に位置し、所在地は富山県富山市呉羽町 1884-17 である。

【図1 桐朋学園音楽部門組織図】



(3) 学生数等

平成 21(2009)年 5月 1日現在の【学生数】及び【教職員数】は、次のとおりである。

【学生数】 (人)

入学定員	収容定員	在籍学生数総数	第1年次	第2年次
10	20	25	12	13

【教職員数】 (人)

専任教員		兼務教員	専任職員	嘱託職員	臨時職員 (パートタイマー)
学長	教授	10	3	3	3
1	5				

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 1-1の事実の説明(現状)

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学の建学の精神として掲げる

(1) 演奏の様式性の獲得

(2) 感性教育の実践

の2項目を踏まえた次の【学則第1条】を含め、学内外に示している。

【学則第1条】本学は、音楽芸術の演奏と学術的理論及びその応用について教育研究し、芸術文化に関する幅広い識見と卓越した能力及び創造性ゆたかな芸術的感性を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(2) 1-1の自己評価

本学の建学の精神として掲げる前述の2項目は、「学校案内書」、「学生募集要項」に掲載し、学外に示している。学内向けには、学生に年度当初配布する「学生便覧・履修案内」に学則とともに記載され、教職員には「音楽部門規程集」に学則が掲げられ、学生に配布する「学生便覧・履修案内」を教職員にも配布し、建学の精神を周知している。また、学外向けには、前述の「学校案内書」の他、学校説明会等においても周知している。

なお、「学校案内書」、「学生募集要項」は、ホームページにも掲載されている。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神について、前述した2点を、さらに周知徹底するため、印刷媒体の記載方法、ホームページの掲載方法について、「桐朋学園大学院大学音楽研究科委員会」において検討する。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 1-2の事実の説明(現状)

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学は建学の精神を踏まえ、大学の目的については、学則第1条に明確に定め、目的を達成するための教育の柱である「重奏研究」において、一流の演奏家である教員が学生のパートナーを務め、より実践的な教育研究を行い、音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家の育成を目指している。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

前述した学則第1条を「音楽部門規程集」、「学生便覧・履修案内」等に掲載してその周知を図っている。特に学生に対しては、入学時におけるオリエンテーションにおいてさまざまな角度から本学の教育の目的について解説している。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

大学の目的は、「学校案内書」、「学生募集要項」において公表されている。

また、年数回行われる学校説明会等においても周知している。なお、「学校案内書」、「学生募集要項」は、ホームページに掲載されている。

(2) 1-2の自己評価

建学の精神を踏まえ、学則上に大学の目的は明確に定められており、「音楽部門規程集」、「学生便覧・履修案内」等に学則を掲載することにより、学生及び教職員へ周知している。

また、学外には「学校案内書」、「学生募集要項」において周知している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の教職員全員で、本学の目的を等しく共有し、また、ホームページ等においても積極的に本学の目的を発信するため、学内外への公表方法、周知方法について、「研究科委員会」において改善・向上方策を検討する。

【基準1の自己評価】

建学の精神及び大学の目的は、「学校案内書」、「学生募集要項」等に掲載されている。なお、掲載方法、周知方法等については、工夫の余地が残されている。

【基準1の改善・向上方策（将来計画）】

建学の精神及び大学の目的は、明確に定められているが、学内外への公表については十全とは言えない。今後、学内外への公表方法、周知方法について、さらに「研究科委員会」において検討し、建学の精神、大学の目的を積極的に発信する。

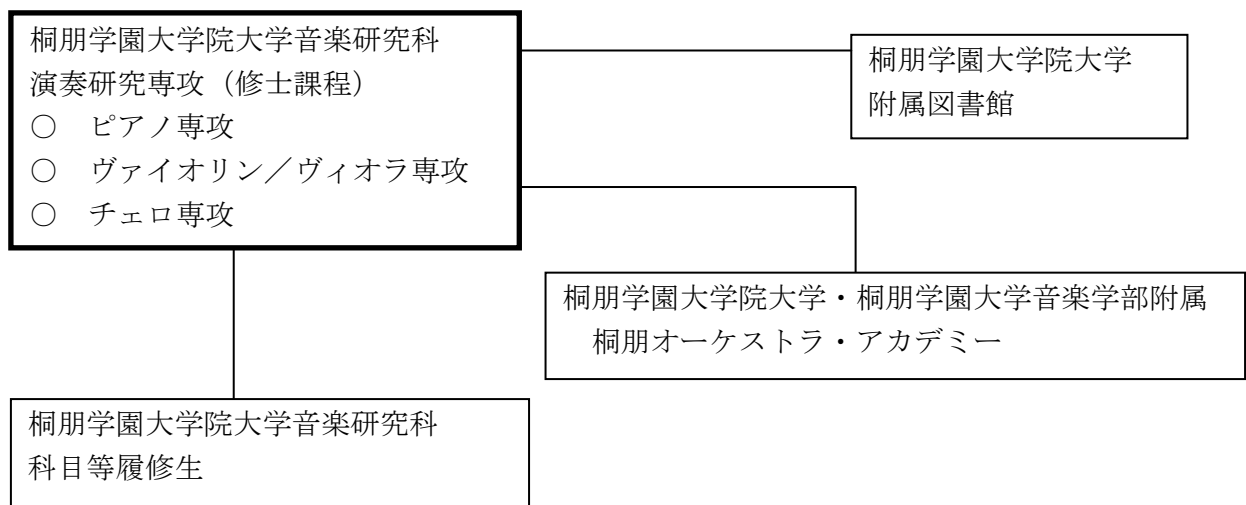
基準 2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 2-1の事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学は、教育研究上の目的を達成するため、次のとおり組織されている。



(1) 課程等

本学における課程は、修士課程とし、音楽研究科演奏研究専攻を置く。
平成 21(2009)年 5 月 1 日現在の在籍者数は、ピアノ 15 人、ヴァイオリン 7 人、チェロ 3 人、合計 25 人である。

(2) 科目等履修生

本学は、授業科目の履修を希望する者を科目等履修生として受け入れている。
平成 21(2009)年 5 月 1 日現在の在籍者数は 2 人である。科目等履修生が履修できる科目は、次のとおりである。

- 専攻実技（ピアノ）
- 専攻実技（ヴァイオリン/ヴィオラ）
- 専攻実技（チェロ）
- 歌曲伴奏法研究
- 様式研究特講Ⅰ
- 様式研究特講Ⅱ
- 書法研究（和声学特講）

(3) 附属教育研究機関

本学の附属教育研究機関として、「桐朋学園大学院大学・桐朋学園大学音楽学部附属桐朋オーケストラ・アカデミー」を設置している。桐朋オーケストラ・アカデミーは、オーディション等によって選抜された、オーケストラ・アカデミーの演奏研究活動に参加できる演奏水準を有する者に対し、さらに高度なオーケストラ教育・アンサンブル教育を施し、また、オーケストラ演奏・アンサンブル演奏の実践的研究を遂行することにより、優れた音楽家を育成することを目的としている。

(4) 附属図書館

本学の附属図書館は、クラシック音楽系の資料を中心に収集されており、実技教育に重点を置いた本学の教育の支援に十分な蔵書構成となっている。平成21(2009)年5月1日現在の蔵書数は、図書(楽譜を含む)27,706点、視聴覚資料10,952点、雑誌4タイトルである。資料はすべてデータベース化されており、インターネット上で公開しているOPAC(On-line Public Access Catalog・オンライン蔵書検索)によって学内外からの蔵書検索及び資料の貸出予約が可能となっている。

2-1-② 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

前述した組織のとおり、本学の組織は、有機的に関連し、機能している。特に附属教育研究機関である桐朋オーケストラ・アカデミーとは、本学の授業科目である「コンチェルト実習」を共演し、授業を運営している。桐朋オーケストラ・アカデミーの教育運営等を審議する「桐朋オーケストラ・アカデミー運営会議」には、「桐朋オーケストラ・アカデミー副所長」を兼務する本学「研究科長」が出席し、本学との教育の実施に関わる事項について連携、調整を行っている。

(2) 2-1の自己評価

本学の建学の精神及び目的に添うべく、本学は多様な専門教育を実践することを教育の特色としている。その実現のために設置された研究科、附属教育研究機関、科目等履修生制度、附属図書館は、それぞれに適切な規模、構成を有し機能している。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

ピアノ専攻生が半数以上を占め、弦楽器専攻生が少ない傾向にあるので、本学の特色である「重奏研究」の授業を円滑かつ効果的に行えるよう、バランスを考慮した専攻生を確保し、研究科を強固な組織とする。また、本学の附属教育研究機関である桐朋オーケストラ・アカデミーとのさらなる関係の強化を図り、質の高い教育を実現させる。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 2-2の事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学は修士課程のみであり、大学学部のような「一般教養科目」「語学」等の科目は特に設置していない。しかし、総合的な音楽感性を醸成し、幅広い教養を身につけさせるために、「研究科委員会」が責任を持ち、「詩と音楽」「美術史」「バロックダンス」等の「特別企画講座」を設け、多様な音楽表現を実現できる音楽家の育成を行っている。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

年度ごとに開講する「特別企画講座」のテーマ及び招聘する教員の決定等の企画運営は、「研究科委員会」が行っており、また、年度途中においても随時多彩な講座を企画し運営している。教養教育（本学でいう「特別企画講座」）は、「研究科委員会」が責任を持って運営している。

(2) 2-2の自己評価

「特別企画講座」は、修了までに履修すべき必修単位ではなく、学生が自由に履修できる教養講座である。限られた時間のなかではあるが内容も充実しており、西洋音楽を学んだ大学学部生が国際的に活動するために、さらに高度な音楽能力と教養を身につける一助となっている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

「特別企画講座」は、ややもすると単発の授業に終わってしまいがちであり、教育の連続性が図られないこともある。今後、特別に招聘した教員からの指導と、日常の教員の指導とを関連づけ、発展させていく。また、今後も多彩な教員を招聘する計画であり、教育の連続性と一貫性を図る。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 2-3の事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

本学は教育研究を運営するため、【表2-3-1 教育研究に関わる機関】のとおり委員会及び協議会を置いている。

【表2-3-1 教育研究に関わる機関】

名 称	構 成 員
桐朋学園大学院大学音楽研究科委員会	学長、教授、准教授及び専任講師
桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会	研究科長、教学部長、図書館長、富山キャンパス事務部長、学長の指名する者
桐朋学園大学院大学国際交流推進協議会	学長、教授、准教授及び専任講師

本学の意味決定機関である「研究科委員会」は、学長並びに教授、准教授及び専任講師により構成され、次の事項を審議することが、「桐朋学園大学院大学音楽研究科委員会規則」に定められている。

【桐朋学園大学院大学音楽研究科委員会規則】

(審議事項)

研究科委員会は、次の事項を審議し、学校法人桐朋学園理事会の承認を得るものとする。

- (1) 桐朋学園大学院大学学則及び桐朋学園大学院大学音楽研究科委員会規則、桐朋学園大学院大学学長候補者選考規則、桐朋学園大学院大学専任教員定年規定の変更に関する事項
- (2) 桐朋学園大学院大学の予算、決算等の経営に関する事項
- (3) 教員の解雇に関する事項
- (4) その他理事会に付議する事項

(審議決定事項)

研究科委員会は、次の各号について審議し、決定する。

- (1) 学長候補者の理事会への推薦に関する事項
- (2) 専任教員の採用及び資格の変更等、理事長に具申する事項
- (3) 授業科目の教授並びに研究指導に関する事項
- (4) 入学試験、年次試験及び課程修了認定（学位授与の可否）に関する事項
- (5) 修了演奏及び修士論文の審査及び試験に関する事項
- (6) 学生の入学、休学、退学その他学籍に関する事項
- (7) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (8) 奨学生の選考、その他演奏会出演者の選抜等に関する事項
- (9) 教員及び学生の国際交流に関する事項
- (10) 諸行事のほか、学長から諮問された事項
- (11) 研究科長のほか、校務担当者及び本学の各種委員の選任に関する事項
- (12) 自己点検・評価に関する事項
- (13) その他審議を必要と認めた事項

また、「研究科委員会」のほか、「自己点検・評価委員会」において、教育研究活動等の状況について定期的に自ら点検及び評価を行い、「国際交流推進協議会」において、国際交流の実施について協議を行っている。なお、FD（Faculty Development）に関する事項は、「研究科委員会」において審議されており、FDに特化した委員会は設置されていない。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

前述のとおり、本学では教育研究に関わる学内意思の決定機関は「研究科委員会」であり、大学の目的、学習者の要求等教育研究に関わる諸問題は適切に審議・検討及び決定している。

(2) 2-3の自己評価

規定で定める定期開催、構成員の2/3以上の出席、議決については出席する構成員の過半数の同意をもって決する等の要件を満たし、「研究科委員会」は運営されている。

また、同委員会には、事務局長及び担当部・課長がオブザーバーとして同席し、教育研究に関わる学内意思が円滑に事務局へ伝達されている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

今後も「研究科委員会」の規定を遵守し、円滑な運営を図るとともに、学習者の要求に対応するために、学生の声（評価）に謙虚に耳を傾け、教員・学生相互の信頼と尊敬に基づいた教育活動を展開する。

【基準2の自己評価】

本学の建学の精神及び目的に添うべく、本学は高度な専門教育を実践することを教育の基本に置いている。この実現のために設置された研究科、附属教育研究機関、科目等履修生制度、附属図書館は、それぞれに一定の機能を果たしている。

また、設置された教育研究組織を運営し学内意思決定機関である「研究科委員会」は、十分にその機能を発揮している。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

本学の特色である「重奏研究」の授業を円滑かつ効果的に行えるよう、毎年専攻のバランスに配慮して学生を確保し、附属教育研究機関である桐朋オーケストラ・アカデミーとのさらなる関係の強化を図り、教育環境のより一層の改善・整備を行う。

また、学生の声に謙虚に耳を傾けるため毎年行っている「授業評価アンケート」の内容をさらに充実させる。

基準3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

(1) 3-1の事実の説明(現状)

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学は、音楽専門の大学院教育は今後どのように行われるべきか、大学院教育によって世界の音楽文化にいかに関与するかという大きな視点から開設された。その教育は、芸術行為・音楽実践の原点に立ち返り、「演奏の様式性の獲得」と「感性教育の実践」を根本におき、建学の精神としている。この建学の精神に基づき音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家を育成することで、国際的に貢献することを目的としている本学の教育目的は、学生のニーズや社会的需要に基づき設定されている。

本学の教育目的は学則に明確に定められ、また、教育課程の編成方針は「カリキュラムの概要」として、授業科目及び単位数一覧表とともに「学生募集要項」で公表されている。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

学生がより深く専門性を極めるとともに、多面的な音楽教養を育むことができるよう、カリキュラム(教育課程)が組まれている。本学のカリキュラムは、学生の主体的な研究活動を活かしつつ、専攻する楽器については、より高度な演奏技能を深めるとともに、「重奏研究」を柱として、「オーケストラとの共演によるコンチェルト実習」等、大学学部卒業後の研究に相応しい多彩な内容によって構成されている。

とりわけ「重奏研究」においては、学生同士のペアのみならず、「指導教員との共演」による実技研究を特徴としており、専攻実技とともに実技教育における重層かつ多様なカリキュラムを構成している。講座系の授業もこれらの実習系の科目に深く関連させ、通年型、集中型、あるいはゼミ形式、マスタークラス等、多彩な授業形態と厳選されたプログラムによって、学生の主体的研究が効果的に行われるよう編成されている。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

本学では、前述した教育目的に従い、教育の柱である「重奏研究」の手法で教育を実践している。研究指導において、ピアノとヴァイオリン、またはピアノとチェロの複数の教員がそれぞれの専門的見地から指導にあたり、各種アンサンブルのパートナーを一流の演奏家である教員が務める等、それぞれのジャンルに即したより実践的な高い教育効果を狙えるものとしている。

また、各教員が学生の研究課題や志向性、能力に即してカリキュラムを作成し、集中授業やレッスンを多様に組み込むことで学生の多岐にわたる研究課題に十分に応じられるような形をとったり、総合講座制をとるなど開かれた教育研究の場となるように工夫している。

(2) 3-1の自己評価

建学の精神に基づく「音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家の育成」という本学の教育目的は、教育の柱である「重奏研究」を中心に編成された特色あるカリキュラムにより、十分に達成されている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

「音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家の育成」という本学の教育目的は、開学以来、今日まで十分に達成されている。今後も社会的使命を完遂するために、我が国のみならず諸外国の教育機関との連携や共同等、さまざまな教育展開を「研究科委員会」で検討する。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

本学の授業科目は、【表3-2-1 授業科目等一覧】のとおり、多面的な音楽教養を育むことができるよう体系的に編成され、その内容は適切である。

【表3-2-1 授業科目等一覧】

区分	授業科目	授業形態 注1)	単位数	受講年次	修了に必要な単位数
必修科目	専攻実技Ⅰ	A	3	1	6
	専攻実技Ⅱ	A	3	2	
	重奏研究Ⅰ	A	6	1	12
	重奏研究Ⅱ	A	6	2	
弦楽器 専攻生	演奏研究ゼミAⅠ	B	1	1	2
	演奏研究ゼミAⅡ	B	1	2	
ピアノ 専攻生	演奏研究ゼミBⅠ	B	1	1	2
	演奏研究ゼミBⅡ	B	1	2	
	様式研究特講Ⅰ	B	1	1	1
	様式研究特講Ⅱ	B	1	2	1
	作品分析Ⅰ	A	2	1	2

24

選択必修科目	歌曲伴奏法研究	B	1	1 / 2	6
	書法研究(和声学特講)	B	1	1 / 2	
	作品分析Ⅱ	A	2	2	
	オーケストラによる コンチェルト実習A、B	C	1	1 / 2	
自由選択科目	ピアノ二重奏	B	1	1 / 2	付加単位 注2)
	弦楽器専攻実技 マスタークラス	C	1	1 / 2	
	各種特別企画講座等	C		1 / 2	

※ この他、修了論文の作成に向けて「論文指導Ⅰ」「論文指導Ⅱ」(授業形態B)が組まれる。

注1) 授業形態 A=通年固定型、B=通年集中型、C=不定期集中型

注2) 自由選択科目の履修によって修得した単位は「付加単位」となり、修了に必要な単位としては算定されない。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

本学の各科目の授業内容は教育課程の編成方針に即し、【表3-2-2 授業内容】のとおりである。

【表3-2-2 授業内容】

科目名	内容
専攻実技	各専攻の実技レッスン
重奏研究	各楽器の専攻生とのペア、グループによるレッスン
演奏研究ゼミA、B	音楽作品の解釈と演奏上の方法についての研究
様式研究特講Ⅰ	古典への誘い「ハイドン、ベートーヴェン、シェーンベルクの様式研究」[平成21(2009)年度]
様式研究特講Ⅱ	フランスの響き「19～20世紀フランス音楽の様式研究」[平成21(2009)年度]
作品分析Ⅰ	和声法、旋律法の視点からの作品分析 [平成21(2009)年度]
作品分析Ⅱ	音楽の色彩、強弱、調整の視点からの作品分析 [平成21(2009)年度]
歌曲伴奏法研究	歌曲伴奏上の作品解釈と演奏理論の研究
書法研究	諸作品の書法の分析及び研究
コンチェルト実習A、B	コンチェルトに関する総合的、実践的な研究
ピアノ二重奏	2台ピアノのためのオリジナル作品の研究及び演奏研究
弦楽器専攻実技 マスタークラス	「セミ・コンサート形式」による演奏と批評
各種特別企画講座等	特別招聘教授等によるマスタークラスや特別講座、レクチャー

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間学事予定及び授業期間は「研究科委員会」において検討され、決定される。具体的には、前年度の実績を下案として、さまざまな視点から修正が加えられ作成される。

また、決定後も修正や訂正が必要な場合は柔軟に対応し、授業や学校行事に支障のないように配慮している。

授業期間は年間学事予定とともに、「履修案内」に記載し、学生及び教職員全員に配付され適切に管理運営されている。なお、平成 21 (2009) 年度の主な学事予定は、次のとおりである。

前期授業期間	4月 6日	～	9月 30日
コンチェルト実習第 1 期	6月 5日	～	6月 9日
後期授業期間	10月 1日	～	3月 6日
コンチェルト実習第 2 期	10月 19日	～	10月 23日
後期実技演奏試験期間（1 年次・科目等履修生）			
	2月 17日	～	2月 18日
修了生実技演奏試験	3月 1日	～	3月 3日

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

- (1) 単位の認定、進級については、成績評価を基に「研究科委員会」において決定される。

成績評価は座学系の科目、実技系の科目それぞれ次の基準で行われている。

①座学系の科目

教員への成績評価提出の依頼において、次のような 100 点法の成績評価の基準が示されており、教員はこれを念頭に入れ、成績評価を決める。

優	良	可	不可
80 点以上	79～70 点	69～60 点	59 点以下

なお、成績評価は、授業への出席状況、日常の授業への取り組み等を総合的に判断して行われ、その成績評価の方法は「シラバス（講義概要）」において授業ごとに明記されている。

②実技系の科目

実技系の科目の成績評価は、本学の課程が演奏研究専攻という演奏実技を主体としているため、評価方法は一律基準を適用せず、次のとおり科目別に定めている。

- ア. 「専攻実技」：100 点法で、複数の教員が採点し、客観性をより高めるために最高点と最低点を除外して平均点を算出し、その点数を成績評価とする。
- イ. 「重奏研究」：試験の結果を合格と不合格によって成績評価とする。
- ウ. 「コンチェルト実習」、「実技マスタークラス」：試験の結果を合格と不合格によって成績評価とする。

- (2) 修了の要件は、「本学に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修了演奏等の審査及び試験に合格することとする。」と

定め、適切に運用されている。なお、修了認定は、「研究科委員会」において、各学生の単位修得状況を修了要件と照合し決定される。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

本学の必修科目の教育課程は、受講年次を定めているので、各年次の上限単位数は設けていない。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

(1) 専攻実技

専攻実技では本学の特色であるマンツーマンによるレッスンが行われている。

(2) 重奏研究

本学の教育の柱である「重奏研究」は、さまざまなアンサンブルのパートナーを、一流の演奏家である教員が務める等、それぞれのジャンルに即したより実践的な高い教育効果を狙えるようになっている。また、研究指導においては、ピアノとヴァイオリンまたはピアノとチェロの複数の教員がそれぞれの見地から学生指導にあたっている。

(3) 公開リサイタル

学習成果を発表する実践教育の場として、修了リサイタル試験（学外で一般公開されている）開催までに2回の公開リサイタル（学内で一般公開されている）を課している。実践的な研鑽を積む場として、また修了リサイタルへ向け学生が取り組むべき課題を認識させる場として実施されている。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学は、通信教育を行っていない。

(2) 3-2の自己評価

専攻に関わる専門の教科を教育課程の中心に据え、その周辺に専攻に深く関わる音楽的知識・素養を修得する科目を配置し、体系的かつ適切に教育課程は設定されている。

年間学事予定、授業期間は明示され、修了要件に関しても適切に定められ運用されている。また、成績評価についても、座学系、実技系の科目とも適切に行われている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

教育課程は体系的かつ適切に設定されているが、各授業の成績評価の方法を、より詳しく「シラバス」に表記し、また記述の方法も統一する。

3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

(1) 3-3の事実の説明（現状）

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

学生の学習状況、意識調査は、マンツーマンで実技指導を行う教員や、さまざまな授業の担当教員よりなされている。とくに主任指導教員が、学生の学習状況の把握に努めている。その報告は「研究科委員会」にもたらされ、教育目的の達成状況を点検している。なお、成績評価は学生に通知されており、学生の学習状況の点検も兼ね、学生指導に有効に活用されている。

就職状況の調査は、修了式当日にアンケートを実施し、教育目的の達成状況の点検の一助になっている。

(2) 3-3の自己評価

教育目的の達成状況を点検するための組織としての対応が十分とはいえず、教員一人ひとりに委ねられているのが現状である。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況を点検するための組織としての体制づくりを、「研究科委員会」で検討し構築する。

【基準3の自己評価】

本学の教育目的は、教育課程や教育方法等に十分反映されており、また本学の行う各授業は教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に設定されている。

【基準3の改善・向上方策（将来計画）】

本学の教育目的は、学生のニーズや社会的需要に基づき設定されているが、その時代ごとの社会的な変化に柔軟に対応しつつ、教育課程の内容を常に検証する。

教育課程は学校にとって最も重要な部分であるので、建学の精神に基づき、常に教育方法、教育編成、教育内容等を自己点検・評価し、改善・向上すべき点はすみやかに実施する。また、教育目的の達成状況を点検するための組織としての体制づくりを、「研究科委員会」で検討する。

基準4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

(1) 4-1の事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学は、次のとおりアドミッションポリシーを定め、「学生募集要項」に掲載している。

【本学のアドミッションポリシー】

(1) 本学が求める学生像

本学は、芸術行為・音楽実践の原点に立ち返り「演奏の様式性の獲得」と「感性教育の実践」を建学の精神とし、将来「音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家として、国際的に活躍することのできる者」を学生として受け入れる。

(2) 入試の方法

本学の教育目的・教育方針・教育内容を理解し、本学における研究に必要な音楽的能力を有する者を、演奏実技試験及び研究計画書に基づく面接によって選抜する。

(3) 入試課題

本学は、音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家を育成し、国内はもとより、国際的にも活躍する人材の輩出を目指している。入学試験においては、顕在的、潜在的能力を有する者を「技術の到達度」、「表現力」、「感性」、「個性」等の観点を主眼としつつ、実技の能力のみに偏らず、大学院での具体的な研究計画を提出させ、総合的に本学に受け入れるべき学生かどうかを判定している。

本学は、建学の精神に基づき、音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家を育成するために、入学選抜においては、その分野において顕在的、潜在的能力を有する者を「技術の到達度」、「表現力」、「感性」、「個性」等の観点を主眼としつつ、実技の能力のみに偏らず、本学での具体的な研究計画を提出させ、総合的に本学に受け入れるべき学生かどうかを判断している。

また、入学選抜における専攻別の課題曲には、本学が求める学生の演奏実技の水準が示されている。

平成21(2009)年度の入学試験課題曲は、次のとおりである。

【課題曲例（平成 21(2009)年度入学試験課題）】

ピアノ専攻

- I. Chopin:12 Etudes op. 10、12 Etudes op. 25 より任意の 1 曲
- II. 次のいずれかの作曲家の練習曲より任意の 1 曲
Rachmaninov、Scriabin、Liszt、Debussy
- III. 次のいずれかの作曲家の作品より任意の 1 曲 ただし、オリジナル作品に限る。
J. S. Bach、Mozart、Beethoven、Schubert、Chopin、Schumann、Liszt、Brahms
なお、抜粋でも可とする。
- IV. 自由曲

ヴァイオリン専攻

- I. J. S. Bach:無伴奏ヴァイオリン・ソナタより任意の 1 曲
第 1 番 g-moll BWV. 1001、第 2 番 a-moll BWV. 1003、第 3 番 C-dur BWV. 1005
ただし、いずれも第 1 楽章と第 2 楽章のみとする。
- II. N. Paganini:24 Capricci per violino solo op. 1 より任意の 1 曲
- III. 任意のヴァイオリン協奏曲 1 曲
ただし、第 1 楽章あるいは終楽章とする。カデンツァが必要な曲はそれを含む。

なお、本学はアドミッションポリシーに沿った入学者を選抜するため、入学志願者に対し、次のような情報提供及びその機会を設けている。

- (1) 「学校案内」、「学生募集要項」及びホームページへの掲載
- (2) 学生募集に関する学校説明会の実施（説明会では、学校概要、入学試験、カリキュラム等について説明を行い、入学者選抜に関する指針、情報を提供し、本学が求める学生像を明確にしている）
- (3) 入学試験課題曲の発表

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

入学試験の日程、実施科目、募集人数、受験資格、出願方法及び入学手続方法等については「学生募集要項」にまとめ、公表している。

本学の入学試験及び入学試験体制は、次のとおり適切に運用されている。

- (1) 入学試験
募集人数は、10 人。選考方法は、演奏実技試験及び面接試験による。
- (2) 入学試験体制
 - ① 入学試験に関わる願書受付、試験実施準備、試験実施、合格者発表及び入学手続等の業務は「教学課」が担当している。
 - ② 入学試験期間中は、「研究科長」を入学試験実施本部長、「教学部長」を副本部長として入学試験全般の管理運営にあたっている。

- ③ 合格者の判定は、「研究科委員会」(入学者選抜委員会)において厳正に行われている。
- ④ 過去の入学試験情報に関しては、課題を公開している。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

平成 21(2009)年 5 月現在の本学の収容定員、入学定員、在籍学生数等は、次のとおりであり、授業は個人レッスン・グループレッスン等少人数できめ細かい指導を行い、適切に管理されている。

収容定員 20 人 (1 年次 10 人、2 年次 10 人)
 入学定員 10 人
 在籍学生数 25 人
 専攻楽器別人数 (人)

区 分	1 年次	2 年次
ピアノ	9	6
ヴァイオリン	3	4
チェロ	0	3
合 計	12	13

授業別受講学生数

授業科目名	受講学生数(人)	授業科目名	受講学生数(人)
専攻実技 I	12	専攻実技 II	13
重奏研究 I	12	重奏研究 II	12
演奏研究ゼミ A I	3	演奏研究ゼミ A II	7
演奏研究ゼミ B I	9	演奏研究ゼミ B II	5
様式研究特講 I	12	様式研究特講 II	12
作品分析 I	12	作品分析 II	12
歌曲伴奏法研究	12	書法研究(和声学特講)	23
オーケストラによる コンチェルト実習 A	10	オーケストラによる コンチェルト実習 B	13
ピアノ二重奏	8	弦楽器専攻実技 マスタークラス	10

(2) 4-1の自己評価

本学の建学の精神及び教育目的を理解し、本学で学ぶ意志を持った学生を受け入れるために、受験者を公正に選抜する入学試験を実施している。入学者選抜は、学長を中心に教員と事務職員との緊密な連携のもとに行われている。

本学のアドミッションポリシーは、建学の精神に基づいたものであり、学校説明会等、機会あるごとに受験者等に伝えている。

本学の在籍者数は収容定員の1.2倍で収容定員をほぼ遵守し、適正かつ必要十分な教育が行われている。受験者数は、年度によって増減はあるが概ね安定している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

アドミッションポリシーの情報発信の手法について、「研究科委員会」において、さらなる検討を加え、入学希望者並びに広く社会に向けて浸透を図る。また、より質の高い入学者を確保するため、入学者選抜方法及び入学試験運用の仕組みについて、同委員会でさらなる検討を加える。

4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-2の事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

4月オリエンテーション時において、「学生便覧・履修案内・シラバス」を配布し、カリキュラムの内容、履修の方法、授業内容等を説明している。また、本学は主任指導教員を定め、きめ細かい指導を行っている。なお、学生のさまざまな質問には事務局が対応し、内容によっては教員と連絡を取る等柔軟な対応を心掛けている。

授業等で使用されておらず、かつ教員の研究研修に使用されていない場合、学生に教室・レッスン室（各部屋にピアノが設置されているので、ピアノは自由に使える）を、8時30分から22時まで無料で貸し出している。

本学の図書館は、「桐朋学園大学音楽学部附属図書館」と連携を密にし、情報サービスを実施している。また、閲覧視聴スペースは十分確保され、学生の研究支援に力を注いでいる。なお、資料の貸出等については、次のとおりである。

(1) 資料の貸出

学生に資料（CD等を含む）20点までを館外貸し出ししている。また、授業・レポート・修了論文等で必要がある場合、教員の許可のもと「特別貸出」として、年度末まで冊数制限なしで資料を貸し出ししている。

(2) OPAC (On-line Public Access Catalog・オンライン蔵書検索) 操作のサポート 学生のOPACの操作を補助するため、スタッフが9時から16時30分まで常駐している。

(3) オーケストラ演奏会

本学のオーケストラ演奏会の演奏曲目のCD所蔵一覧を作成し、カウンターに提示している。所蔵するCDが少ない場合は、新規購入あるいは所蔵CDの一

部を館外貸出不可とする等、学生の利便性に配慮している。

(4) 所蔵リスト

所蔵資料は、図書館ホームページに掲載しており、学生は自宅のパソコンで閲覧できる。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学は、通信教育を実施していない。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

教員のオフィスアワーは設けていないが、専攻実技の主任指導教員は日常的に学生とマンツーマンで指導にあたっており、学生からの意見等を随時汲み上げている。

また、学生からの意見等は、主任指導教員から「研究科委員会」へもたらされ、改善すべき事項については、「研究科委員会」で審議のうえ、改善している。

専攻実技の主任指導教員がマンツーマンで、きめ細かい学習支援にあたっていることもあり、退学者は数年に1人程度であり、その事由はオーケストラの団員に就職等であり、学生への学習支援体制は整っている。

(2) 4-2の自己評価

学生への学習支援体制は十分に整備されている。なかでも「音楽を勉強する」ために「音を出す」ことが勉強である学生に、朝から夜遅くまで学校の教室・レッスン室を無料で貸し出し、練習できる体制を整えていることは、最大の支援として評価できる。

また、図書館は閉架式ではあるが、図書検索システムを充実させており、学習支援体制は十分である。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

限りある練習室・レッスン室のさらなる有効な利用法を、「富山キャンパス事務部」において検討する。また、図書館の蔵書をより充実させる。

学生の学習支援に対する意見等を汲み上げる全学的なシステムをさらに強化し、よりきめ細やかな学習支援体制を適切に運営する。

4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-3の事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

本学は、次の厚生補導に関わる事項の審議、調整、立案及び決定を「研究科委員会」が行っている。

- (1) 学生寮に関する事項
- (2) 奨学金に関する事項
- (3) 学生相談及び学生カウンセリングに関する事項
- (4) その他学生の学校生活に関する事項

また、学生サービス、厚生補導に関わる窓口として、「教学課」が次の業務を所轄している。

- (1) 学生への各種証明書または証書の発行に関する事項
- (2) 奨学会、奨学金に関する事項
- (3) 拾得物に関する事項
- (4) 学生への就職・アルバイト紹介等に関する事項
- (5) 学生寮の生活指導に関する事項
- (6) 学生の健康管理に関する事項
- (7) 学生の福利厚生に関する事項
- (8) 学生の生活に関する各種情報の提供に関する事項

「研究科委員会」と「教学課」は連携を取りながら、オリエンテーション、窓口個別相談、課外活動への支援、奨学金による経済支援、学生寮の運営、就職情報の掲示、アルバイトの紹介、国内外の音楽コンクールと講習会の案内、学生の健康管理等、さまざまな学生支援を行っている。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

学生支援のための奨学金は、本学独自の給付奨学金と、その他地方自治体及び民間の奨学金があり、多くは経済的援助及び学業奨励を目的としている。

(1) 学内奨学金

① 桐朋学園大学院大学奨学金

向学心を持ちながらも、経済的理由により就学が困難な者に対して、授業料の2割、4割、6割、10割を給付している。毎年、日本学生支援機構の支給基準を準用して、「研究科委員会」が審査している。4月末日に申請を締切り、5月に選考結果を通知している。年度ごとの採用人数・支給総額は、【表4-3-1 大学院大学奨学金採用人数等一覧】のとおりである。

【表4-3-1 大学院大学奨学金採用人数等一覧】

年 度	採用人数	支給総額
平成 16(2004)年度	5 人	1,120,000 円
平成 17(2005)年度	8 人	1,440,000 円
平成 18(2006)年度	8 人	1,280,000 円
平成 19(2007)年度	9 人	1,440,000 円
平成 20(2008)年度	9 人	1,440,000 円

② 桐朋学園音楽部門特別奨学金

学業成績が特に秀でた学生に、音楽部門（桐朋学園大学等を含む）として年間50万円を超えない範囲で給付している。審査は、「音楽部門特別奨学金給付委員会」が行っている。

③ 桐朋学園音楽部門芸術教育整備・拡充資金及び奨学基金

「桐朋学園音楽部門芸術教育整備・拡充資金及び奨学基金」の果実を、平成21(2009)年度は、学業成績が特に秀でた学生に対する奨学金として使用した。本基金の果実は、毎年度用途及び使用額を音楽部門（桐朋学園大学等を含む）として審議し、決定している。

(2) 学外奨学金

日本学生支援機構の奨学金については、「教学課」で諸事務手続を行っている。平成20(2008)年度は、【表4-3-2 学生支援機構奨学金採用者一覧】のとおり、全学年で第一種6人、第二種1人の奨学生がいる。また、その他民間の奨学財団の紹介も行っている。

【表4-3-2 学生支援機構奨学金採用者一覧】

学 年	第一種	第二種
1年次	2人	1人
2年次	4人	0人
合 計	6人	1人

(3) アルバイト紹介

学外からのアルバイト募集依頼は、「教学課」で学生のアルバイトとして適切であるか否かの選択を行い、学内掲示で紹介している。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

学生の課外活動としては、学生個人やアンサンブルでのコンクール及び演奏会等への参加、福祉施設等での演奏等が主である。これらの課外活動への支援として、実技担当教員の技術的指導及び助言等が挙げられる。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

学生の健康管理は、学校医（内科1名）が、応急処置・健康診断・健康相談等を通して、学生が心身の健康を保ち健康への関心を高め、自己管理できるようサポートしている。

(1) 身体の健康管理

① 救急対応（学生の怪我・疾病等への対応）

平成17(2005)年度から、全教職員を対象にした消防署主催の救命講習を実施し、迅速な救急対応ができるよう教職員が研鑽を積んでいる。

② 健康相談

本学「教学課」が受付窓口となり、桐朋学園大学内に設置している「保健室」にて、心身の健康全般に関する相談に応じている。また必要に応じて、学校医に連絡をとり受診させている。

③ 学生の健康管理への意識高揚

全学生を対象に、季節ごとに注意を要する疾病・感染症等の情報を掲示等で周知している。

④ 健康診断

全学生を対象に、毎年5月に定期健康診断を実施しており、平成20(2008)年度は全学生の63%が受診した。過去5年間の受診状況は、【表4-3-3 定期健康診断受診状況】のとおりである。

【表4-3-3 定期健康診断受診状況】

年 度	平成 16 (2004)年度	平成 17 (2005)年度	平成 18 (2006)年度	平成 19 (2007)年度	平成 20 (2008)年度
受診率	79%	72%	70%	76%	63%

定期健康診断の結果は、全学生に通知している。再検査や精密検査が必要な学生については、学校医と連携して、適切に対応している。

なお、健康診断の内容は、次のとおりである。

身長、体重、視力、尿検査、聴力、胸部レントゲン、内科診察、血圧、心電図

(2) 心の健康管理

学生の心の健康管理に関する相談室は、本学独自では設けていない。現在、必要に応じて桐朋学園大学内にある「学生相談室」(精神科医師1人、看護師1人、心理カウンセラー1人の専門スタッフが相談に応じている)と連携して対応している。

(3) ハラスメント防止

全学生及び教職員にパンフレットを配布し、ハラスメント防止の周知をしている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

学生サービスに対する学生の意見の収集は、常時「教学課」が対応している。また、学生自治会との話し合いや自己点検のための学生アンケート調査等においても行っている。

(2) 4-3の自己評価

本学独自の奨学金は、「桐朋学園大学院大学奨学金」、「桐朋学園音楽部門特別奨学金」、「桐朋学園音楽部門芸術教育整備・拡充資金及び奨学基金」があり、給付制の奨学金のため、学生の負担が軽減されている。現在は学外の奨学金も利用しやすくなっており、学内の奨学金と併せて支援を受ける学生も少なくない。これらの情報提供や相談は「教学課」が窓口となり、細やかな学生支援を行っている。

学生サービスに対する学生の意見の収集は、主に学生自治会との話し合いや自己評価のための学生アンケート調査で行っている。本学の場合、マンツーマンの音楽指導を行う主任指導教員が学生の相談にのる場合が多く、学生の課外活動の支援、奨学金の紹介等の学生生活全般にわたる意見を汲み上げる機会となっている。

学生寮は、原則として寮生の自治によって運営されている。寮には警備員、用務員を配置している。警備員は、建物・設備等の保守点検を行い、備品の補充、施設の修繕等を本学に伝え、本学は必要な措置を講じている。また、寮敷地内への出入口のほか、夜間の寮周辺の公道の警備にもあたり、寮生の安全をはかっている。なお、寮生から意見がもたらされていた、インターネットを各自室で使用できる環境は、平成 20 (2008) 年度に整えた。

学生に対する健康相談、心的支援等については、学校医が行うとともに桐朋学園大学「保健室」及び「学生相談室」と連携して柔軟に対応している。

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

社会的な諸事情を反映して、経済的支援を必要とする学生は増加する傾向にある。向学心あふれる学生がさらに能力を伸ばせるように、奨学金制度の充実を図る必要がある。今後、国内外の演奏団体及び研究会への参加等、研修を行う場合の支援を目的とした奨学金の新設等を、「研究科委員会」において検討する。

学生寮は、築 10 年が過ぎ修繕または補強しなければならない箇所が随所にあるため、年次計画を作成し、順次工事を進める。

学生に対する健康相談、心的支援については、本学独自で行える体制が整っていない。収容定員 20 人と非常に小規模な本学ではあるが、今後、「学生相談室」の設置等を、「研究科委員会」において検討する。また、学内の理解とより良い連携体制を作るために、教職員向けあるいは学生向けのメンタルヘルス関連を中心にした講演会や勉強会等を積極的かつ定期的に企画する。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-4の事実の説明(現状)

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では、就職・進学については、主任指導教員が教育者の立場から学生の進路相談・指導にあたっている。平成 20(2008)年度修了生 11 人のうち 1 人が附属教育研究機関である桐朋オーケストラ・アカデミー生として引き続き研鑽を積み、5 人は私立専門学校、音楽教室講師として就職した。その他の修了生は、修了後も何らかのかたちで演奏活動または教育活動に携わり、演奏家または教育者としての将来を模索している。このような現状から、本学では積極的な就職支援体制を確立しておらず、年 1～2 回程度の就職説明会と企業から送付される就職情報を掲示等で紹介するにとどまっている。なお、平成 19(2007)年度及び平成 20(2008)年度の修了生の進路は、【表 4-4-1 修了生の進路】のとおりであり、そのほか、平成 18(2006)年度の退学者 1 人、平成 19(2007)年度の科目等履修生 1 人がそれぞれ交響楽団に就職している。

【表 4-4-1 修了生の進路】

区 分	平成 19(2007)年度	平成 20(2008)年度
進 学	本学科目等履修生 3人 オーケストラ・アカデミー生 2人	オーケストラ・アカデミー生 1人 海外音楽大学留学 2人
就 職	私立高校常勤講師 1人 短期大学助手 1人 番組制作会社 2人 音楽部門嘱託演奏員 1人	私立専門学校講師 1人 音楽教室講師 4人

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

演奏家を目指す学生にとっては、聴衆の前での演奏がキャリア教育と言える。

本学は音楽専門の大学院であるため、さまざまな演奏依頼があり、学生を演奏の現場に派遣している。これらは修学の成果を学外で発表でき、またプロの演奏家としての活動を実体験できる貴重な機会を得ていることになる。また、授業の一環として、一般公開のリサイタル等を実施し、そのプログラムを作成することを含め、演奏家としての貴重な体験の一つになっている。具体的な主な事例は、次のとおりである。

- (1) オーケストラとの共演、リサイタル試験等、授業の一環としての学内外における公開演奏。
- (2) 病院等の各種施設への出向コンサート。
- (3) 富山市の依頼による演奏会出演。

(2) 4-4の自己評価

学内外における公開演奏をさまざまな機会に提供していることは、本学の特筆すべきこととして自負できる。さらに、教員及び学外演奏家との共演もあり、学生は第一線で活躍している音楽家から、音楽面のみならず音楽家として自立していくために必要なことを身をもって学ぶ機会を得ている。

学生の就職・進学に関する相談や助言は、マンツーマンで実技指導を行う教員や、さまざまな授業の担当教員よりなされているが、就職に関する支援体制は十分に整っているとは言えない。現在、学生の進路も多様化するなか、在学中から就職を考える学生もおり、修了後の自立は切実な問題である。現状では求人への掲示は行っているが、就職専門の相談窓口はなく、資料等の閲覧にとどまっているため、就職支援体制の確立が必要である。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

本学において、プロの音楽家あるいは教育者に必要なことを学ぶ機会は十分に提供されているが、現在の日本で音楽家や教育者としての活躍の場が十分に確保されているとは言い難い。将来の予測が困難な社会的状況は、学生に不安を与えている側面もある。本学が提供するキャリア教育が実を結ぶためにも、受け入れ先の確保等、学生

への就職支援体制を構築する。また、学生自身に自ら演奏・教育の場を切り開いていくために必要なことを考えさせる、具体的なスキルを身に付けさせるカリキュラムを、「研究科委員会」において構築する。

【基準4の自己評価】

本学の建学の精神及び教育目的を理解し、本学で学ぶ意志を持った学生を受け入れる入学試験を、教員と事務職員の緊密な連携のもと、公正に行っている。

本学は、収容定員をほぼ遵守し、適正かつ必要十分な教育が行われ、学生への学習支援体制も整備されている。

学生へのサービス、厚生補導については、就職支援体制を含め十全であるとは言い難い。

【基準4の改善・向上方策（将来計画）】

本学のアドミッションポリシーの情報発信の手法について、「研究科委員会」において検討し、改善を加える。

学生に対する健康相談、心的支援については、本学独自で行える体制が整っていないため、その体制を、「研究科委員会」において構築する。また学生へのサービス、厚生補導については、特に就職支援体制のあり方を、同委員会において整備する。

基準5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 5-1の事実の説明(現状)

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学の教員数は、次のとおりであり、設置基準において定められた研究指導教員数5人が配置されている。

(人)

学 科	入学定員	収容定員	専任教員数	非常勤教員数			
			教授 (学長を含む)	特任教授	非常勤講師	特別招聘教授	合計
音楽研究科	10	20	6	2	8	4	14

本学の建学の精神である「演奏の様式性の獲得」、「感性教育の実践」に基づき、実技教育では、マンツーマンのレッスンを基本としながらも、楽器に偏ることなく、教授がレッスンを担当している。また、ゼミ形式での授業、多彩な座学系授業等を提供し、優秀な音楽家の育成、演奏の様式性の獲得を目指した教育が行われている。

教員については、音楽経験の豊かな専任教員に加え、特任教授、非常勤講師、特別招聘教授等を配置し、十分な人数が確保されている。

5-1-② 教員構成(専任・兼任、年齢、専門分野等)のバランスがとれているか。

本学の専任教員の専門分野別構成は、次のとおりである。

専任教員数(学長を含む) 6人	ピアノ(2人)、弦楽器(3人)、作曲(1人)
-----------------	------------------------

専任教員の年齢構成は、60歳代5人、40歳代1人と年齢層が高い。これは演奏・創作活動で実績を積んだ者を採用しているからである。なお、本学の専任教員の定年は67歳である。

音楽の単一専攻ではあるが、25人の学生数に対し、学長を含め6人の専任の教員が演奏楽器の枠を超えバランス良く配置され、指導にあたっている。

(2) 5-1の自己評価

本学は、建学の精神から、高度な音楽の技術を有し、実践の場でも多くの経験を積み、なおかつ教育経験の豊富な教員の採用が求められるため、専任教員の年齢構成が高くならざるを得ない。しかしながら、教員の定年等、将来を見据えた年齢構成と配置について、カリキュラム(教育課程)を適切に運営するためにも、常に人事計画を講じなければならない。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

本学は収容定員20人、学長を除く専任教員5人の小規模な大学であり、専攻楽器別の定員を定めていないため、年度毎に楽器(ピアノ、ヴァイオリン、チェロ)の構成が変わる。そのため、ピアノ2人、ヴァイオリン1人、チェロ1人の専任教員(主任指導教員)で受け持つ学生数に不均衡が生じることがある。

カリキュラムを構成するうえで、1学年にピアノ5人、ヴァイオリン3人、チェロ2人を確保できるよう、学生募集活動に力を注ぐ。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 5-2の事実の説明（現状）

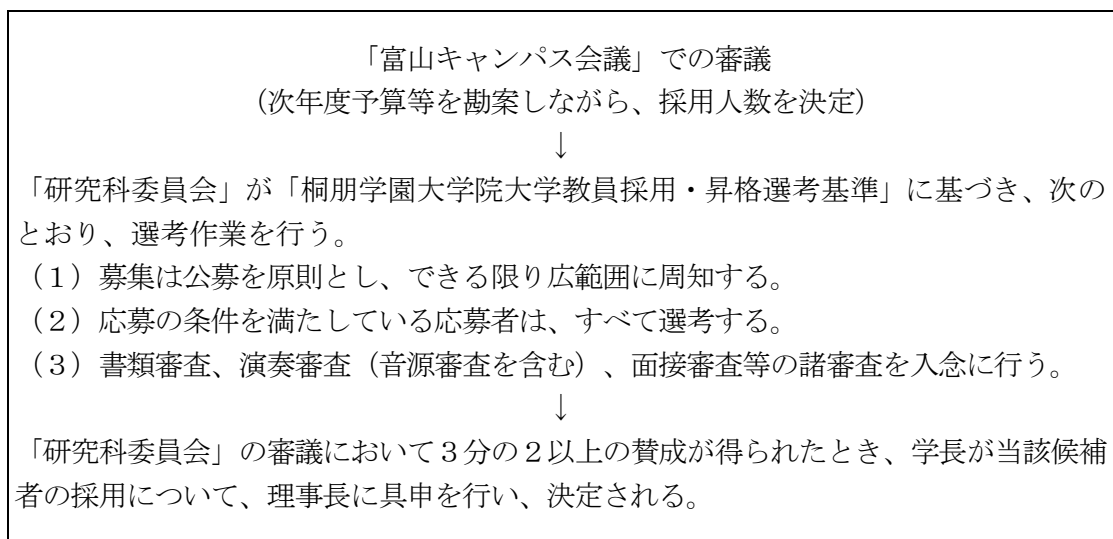
5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

専任教員の採用の方針については、次年度予算、教員の年齢構成等を勘案しながら「富山キャンパス会議」で審議している。

また、昇任については、「研究科委員会」で昇任案件の発議を求め、全学的なバランス等を考慮したうえで審議している。

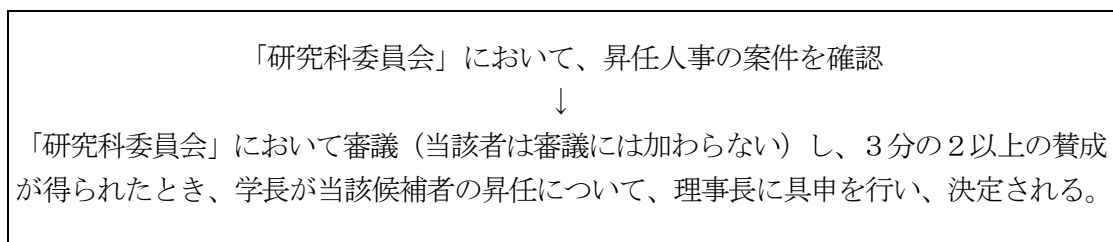
5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用にあたっては、「桐朋学園大学院大学教員人事規則」、「桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準」に基づき、次のとおり適切に運用され、採用者が決定されている。



審査にあたっては、人格、識見、研究並びに教育の能力、業績、経歴、学会及び社会における活動、健康状態等を総合的に審査している。

また、教員の昇任については、「桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準」に基づき、全学的なバランスを考慮したうえで、次のとおり適切に運用されている。



(2) 5-2の自己評価

教員の採用・昇任の審議手順は、関係諸規則に基づき、明確に整理され運用されている。

(3) 5-2の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、教員の人的資源のうえに成り立っていると言っても過言ではない。より充実した音楽教育の展開には、教員の資質が何よりも重要となる。いかに優秀な教員を確保していくかによって、本学の将来に大きな影響を及ぼすため、教員の採用にあたっては、明確な採用方針に基づく慎重な選考を行うことが肝要となる。今後も関係諸規則を遵守し、教員の採用・昇任に関する人事案件を適切に運用していく。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 5-3の事実の説明 (現状)

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

本学の授業形態は、次のとおり2つに分類される。

(1) 座学系の授業

講義や演習などの座学系の授業（「歌曲伴奏法研究」を含む）は、1コマを100分として1日計5コマ設定されている。

(2) 実技系の授業

専攻実技レッスンは、1コマを100分としている。実施時間については個々の担当教員に任されており、学生の履修科目の時間割と調整して設定される。

教員には、座学系の授業のみを担当する者、実技レッスンのみを担当する者、座学系の授業とレッスンの両方を担当する者の3つのタイプがあり、平成21(2009)年度の年間平均担当時間数は、【表5-3-1 教員の年間平均担当時間数】のとおりである（100分1コマを2時間と換算する）。

【表5-3-1 教員の年間平均担当時間数】

区 分	教 授	特任教授	非常勤講師
座学系の授業		1人 16時間	4人 29時間
実技レッスン	4人 220時間		4人 33時間
座学系の授業と 実技レッスン	2人 93時間	1人 40時間	

実技レッスンの担当時間数が教員により違いがあるが、これは専攻によって学生数が異なるためである。また、本学では学生の希望を最優先して、実技指導教員を決めている。

これは、学生と教員との信頼関係に基づくマンツーマン教育を、本学の教育の根幹としているからである。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、T A (Teaching Assistant) ・ R A (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。

本学は、T A ・ R A 制度を導入していない。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

本学では研究費として、教員の専門領域における日常的な研究活動に対して 120 万円を限度に支給している。

「桐朋学園大学院大学研究費交付規程」において、研究費の予算額及び交付額を審議するための、「研究科長」を委員長とする「研究費委員会」を設置すること等を定め、「桐朋学園大学院大学研究費取扱細則」及び「桐朋学園大学院大学研究費取扱内規」において、研究費の適用範囲、交付手順等を定めている。

(2) 5-3の自己評価

教員の担当時間数については、実技指導教員を除き適切に配分されている。また、研究費についても、規程等に則り適切に配分されている。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

学生の希望を最優先しているため、実技レッスン担当教員の時間数に不均衡が生じている。今後、担当時間数の均一化に向け、担当時間調整の必要性の有無を、「研究科委員会」において検討する。

5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 5-4の事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、F D 等組織的な取組みが適切になされているか。

本学では、教育研究活動の向上のため、他大学における F D (Faculty Development) 委員会のような独立した委員会は設置していないが、「研究科委員会」の責任のもと、次の取組みがなされている。

(1) 特別（公開）レッスン

実技系授業・レッスン内容の向上を目的として、国内外の一流音楽家や招聘教授による「各種特別企画講座」、「特別レッスン及び授業」を年に数回実施している。これらのレッスンは学生のみならず教員が聴講し、自らの教育研究活動に役立てている。

(2) ファカルティ・コンサート

教員相互の研鑽の場として「ファカルティ・コンサート」を実施し、学生のみならず、聴講した一般市民からも好評を得ている。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

教員の教育研究活動についての諸問題等は、月1回開催される「研究科委員会」において審議されている。教員の教育研究活動を活性化するための評価体制のひとつとして、教員の業績調査が挙げられるほか、次の評価体制がある。

(1) 学生アンケート

平成17(2005)年度から毎年、授業・レッスン等に対する学生アンケートを実施しており、その結果を「研究科委員会」で審議し、教育研究活動のさらなる活性化に努めている。

(2) 桐朋学園音楽部門研修奨励賞

教員の教育研究活動を奨励する目的で、「学校法人桐朋学園生江義男先生記念教育研究基金規程」に基づいた研究奨励賞「生江賞」の候補者を選考している。これは前年度または前年度までの数年間に、専門分野において優れた業績を上げた者に贈られ、教員の教育研究活動を奨励・評価するものである。学長が候補者選考を要請し、理事会で決定される。近年の受賞者は、【表5-4-1 研修奨励賞受賞者一覧】のとおりである。

【表5-4-1 研修奨励賞受賞者一覧】

年 度	受 賞 者
平成16(2004)年度	林 秀光 (ピアノ)
平成17(2005)年度	木村 俊光 (声楽)
平成18(2006)年度	安倍 圭子 (マリンバ)
平成19(2007)年度	倉田 澄子 (チェロ)
平成20(2008)年度	大崎 滋生 (音楽学)

(2) 5-4の自己評価

教員の教育研究活動向上のためにファカルティ・コンサートを実施し、一般にも公開している。教員相互の研鑽の場として有効な取組みである。

学生アンケートについては、平成17(2005)年度から毎年実施しており、その結果を各教員へフィードバックして、次年度の授業・レッスンの改善に努めている。

「生江賞」については、毎年受賞者がおり、教員の教育研究を奨励するというこの賞の目的は達成されている。

(3) 5-4の改善・向上方策 (将来計画)

学生アンケートを今後も毎年実施し、授業・レッスンの内容をさらに充実させる。また、教員の業績調査を毎年実施し、定期的に「教育研究業績書」として小冊子にまとめる。

【基準5の自己評価】

本学では、教育課程の運営に必要な教員は適切に配置されている。また、教員の採用・

昇任等各種人事案件も、公正かつ適切に運用されている。教員の担当時間数については、実技レッスン担当教員について専攻別、教員別に不均衡が見られるが、マンツーマン教育を根幹としている本学では、やむを得ない面である。

教員の研究活動を支援する体制については、教員の社会的な音楽活動（コンサート活動等）への理解は、学内において十分に得られており、教員の研究支援体制は資金面、制度面等さまざまな点において十分である。

【基準5の改善・向上方策（将来計画）】

より質の高い教育を行うため、教員の担当時間及び研究時間等について、「研究科委員会」において再検討する。また、授業・レッスン等の内容の向上を図るため、学生アンケートに基づく授業評価、教員評価、そしてそのフィードバックの仕組みを再構築し、授業・レッスンのさらなる向上を目指す。

基準6. 職員

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

(1) 6-1の事実の説明(現状)

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

本学の事務組織は、「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」及び「桐朋学園音楽部門事務局分掌規程」に則り、次頁【図6-1-1 桐朋学園音楽部門事務局組織図】のとおり組織されている。

学校法人桐朋学園は部門制度を採用している。本学は「音楽部門」に属し、本学(附属図書館を含む)及び「桐朋学園大学音楽学部」、「桐朋女子高等学校音楽科」、「桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室」、「桐朋学園大学院大学・桐朋学園大学音楽学部附属桐朋オーケストラ・アカデミー」によって、音楽部門は構成される。

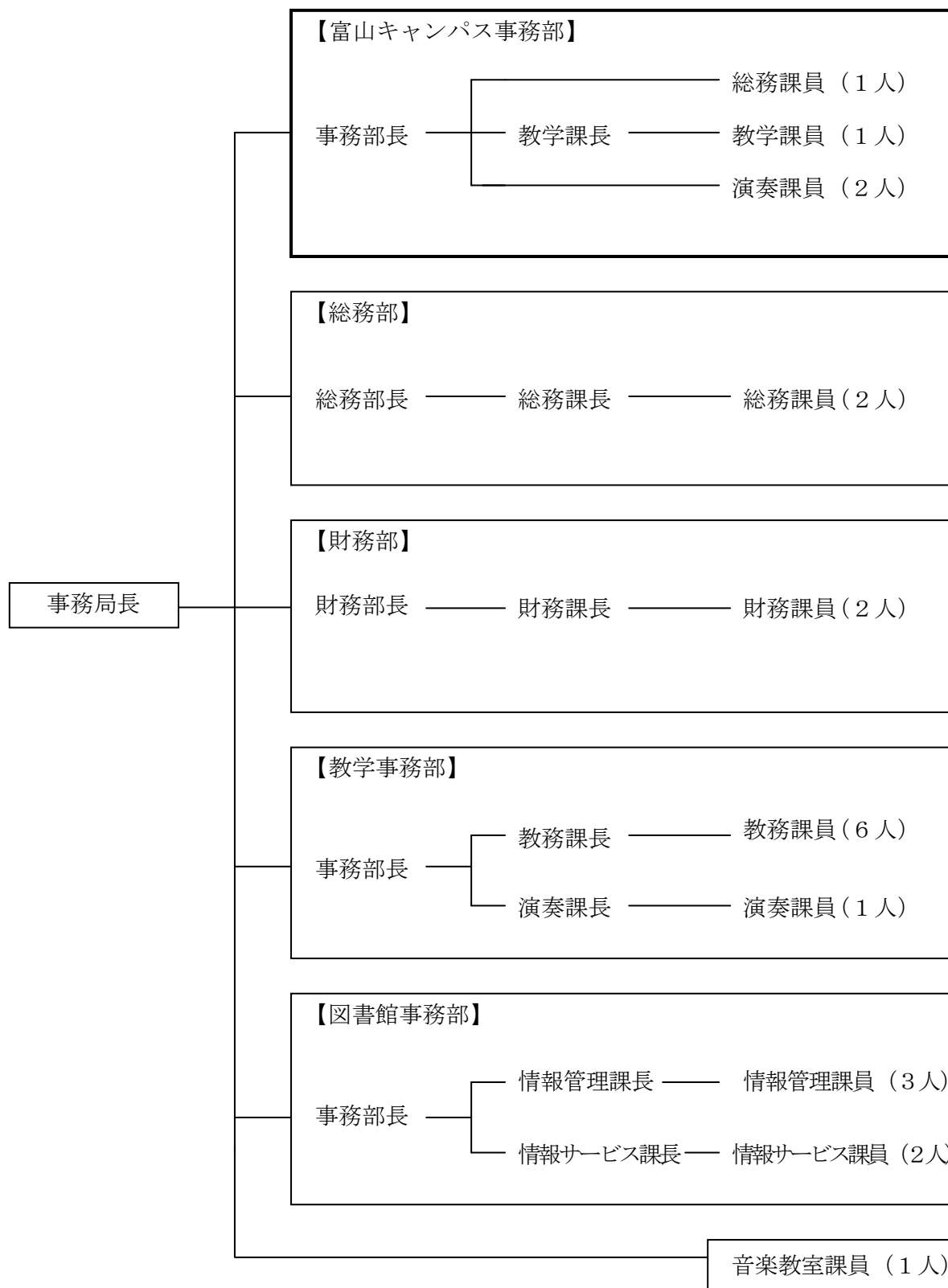
事務局は音楽部門の各機関を有機的にサポートするよう組織されている。各機関が独自の事務局を持つのではなく、部門全体として、地域別・機関別の独自性を保ちつつ効率的な事務業務が遂行されるよう、事務局長の下に5部10課の体制が敷かれ運営されている。本学は、「富山キャンパス事務部」がその事務に携わり、併設する「桐朋学園大学院大学・桐朋学園大学音楽学部附属桐朋オーケストラ・アカデミー」との連携にも配慮している。

「富山キャンパス事務部」の職員数は、次のとおりであり、事務部長のもと、少数精鋭かつ総合力で教育現場をサポートしている。

区 分	部長職	課長職	課員	部署合計
富山キャンパス 事務部	1人	1人	4人 (うち3人嘱託職員)	6人

その他、週3日勤務の臨時職員(パートタイマー)3人が配属されている。

【図6-1-1 桐朋学園音楽部門事務局組織図】



6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

専任職員の採用計画は、長期的な収支見通し、年齢構成等を勘案して作成された年度毎の専任職員数を基本として、音楽部門全体で立案される。

採用にあたっては、できる限り広範囲に周知することが規定されており（「桐朋学園音楽部門専任教職員採用手続に関する内規」第6条）、ホームページ及び新聞求人欄に掲載し、広範囲に希望者を募っている。採用試験は、書類審査を通過した者に対して筆記試験を課し、面接試験を数回行い、応募者の教養のうえに成り立つ人間性を重視し、入念かつ慎重に採用候補者を選考している。

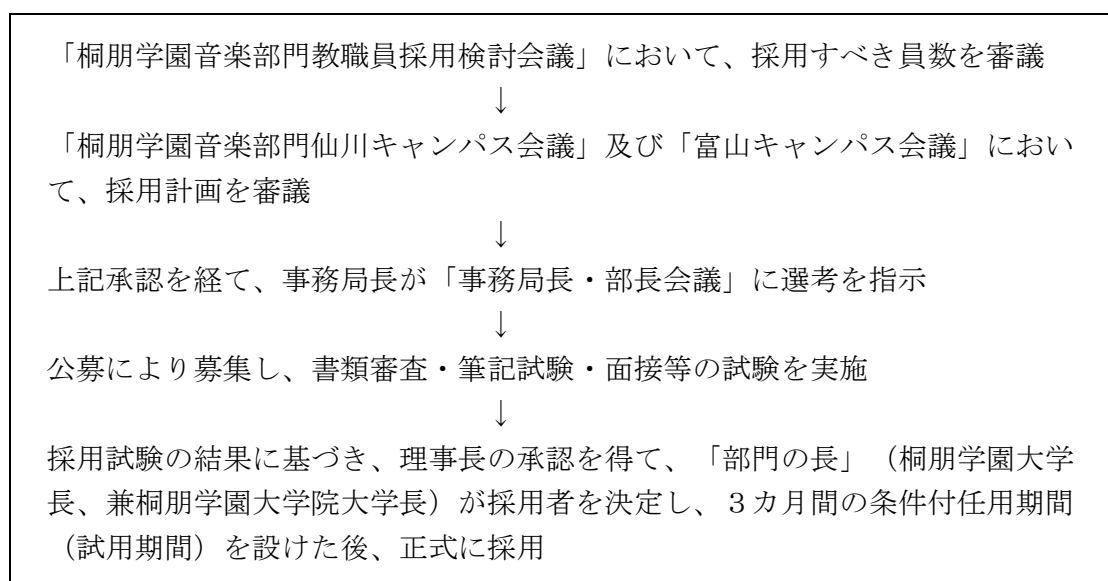
昇任及び異動については、各人の勤務評価・適性・能力や事務局の業務量・年齢構成等を考慮して行われている。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用・昇任・異動は、次の規程に基づいて運用されている。

(1) 採用

「桐朋学園音楽部門就業規則」及び「桐朋学園音楽部門専任教職員採用手続に関する内規」に則って採用手続が行われている。



(2) 昇任

職員の昇任については、「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」に則って事務局役職者の任免が行われている。

事務局長については、「音楽部門選出理事」が事務局長の職に適している職員を「部門の長」に申し出ることにより、「部門の長」が決定する。

また、部長・部長補佐・課長・課長補佐については、「音楽部門選出理事」が各部署の問題点、修正すべき課題等の現状を踏まえ、事務局長の同意を得たうえで、「部門の長」に具申することによって、「部門の長」が各役職者を決定する。

(3) 異動

職員の異動については、「桐朋学園音楽部門就業規則」第43条に規定されている。具体的には、事務局長が主宰する「事務局長・部長会議」において各部署に配置されている職員の適性、能力の把握及び部署別の問題点、課題、並びに将来計画を検討したうえで、人事異動の原案を作成し、事務局長と「音楽部門選出理事」が合議のうえ、「部門の長」に決裁を求めている。

(2) 6-1の自己評価

職員の組織編成は、教育のサポートにできる限り比重を置くことを基本とし、厳しい社会環境下でも成り立つ組織の構築を念頭に置いて編成されている。必要最小限の職員数で効率良い事務組織を編成することは、一朝一夕には実現できず、実行と反省を繰り返しながらも徐々にその基盤を整えている。近年では、平成16(2004)年度に「演奏課」を設置し、附属教育研究機関である桐朋オーケストラ・アカデミーに関わる業務を分担させ、学生へのサービスの向上、並びにより迅速で綿密な対応ができるよう改革を実施した。

今後実施せざるを得ない職員数の削減という大きな課題に 대응するためには、一人ひとりの職員が、現状に甘んじるのではなく、自ら率先してより厳しい業務に立ち向かう心構えを持つことが必要である。

また、職員の採用・昇任・異動については、規定に基づき、適材適所を念頭に置いた人事が実施されている。

(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

ここ数年、事務局組織の部分的な再構築を実施してきた。しかしながら、問題点も散見され、職員間の業務量の平準化は達成されていない。同一の部でありながら、課単位で独立した閉鎖的な局面も見られるため、有機的に機能する事務局となるべく、さらなる努力を重ねる。

厳しい社会状況に対応していくには、職員が一丸となって業務を遂行することが必要不可欠となる。個々の職員に意識改革を促すと同時に、今までの経験を踏まえた組織の再構築を行う。

6-2. 職員の資質・能力の向上のための取組み(SD等)がなされていること。

(1) 6-2の事実の説明(現状)

6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

職員の資質・能力の向上については、「桐朋学園音楽部門専任教職員出張(旅費)規程」及び「桐朋学園音楽部門専任事務職員研修基準」に則り、所属長の許可のもと、職員に積極的に研修を受けることを奨励している。

(2) 6-2の自己評価

職員の資質・能力の向上のための取組みは、研修の受講が代表例である。職員が資質の向上に取組める環境は、規定上では整備されているが、日常の業務の遂行に終始して

いる職員もおり、各職員が実際に担当している業務に関連した文部科学省、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共催事業団等が開催する研修を受けることに止まっている。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力の向上に最も必要なものは、職員の「自発的な意志」である。日常の業務で自己満足しているだけでは、専任職員としての存在価値はない。厳しい現実の社会環境を乗り切るには、職員一人ひとりに資質の向上が求められることは言うまでもない。職員が専任であることを自覚し、さまざまな研修を受講できるように、計画性をもった業務運営を構築する。

また、職員の「自発的な意志」に頼るだけでなく、組織としても職員の資質・能力の向上を促進すべく、勤続年数3年未満の職員及び希望者に事務局長が主催する研修会を、【表6-2-1 職員研修会実施一覧】のとおり実施しているが、本研修会は毎年実施し、職員の資質・能力の向上の一助とする。

【表6-2-1 職員研修会実施一覧】

実施年月日	研修テーマ
平成19(2007)年12月25日	① 教育基本法 ② 学校教育法 ③ 大学設置基準 ④ 学校会計基準「資金収支計算書の作成」
平成20(2008)年12月20日	① 私立学校法 ② 消費収支計算書の作成 ③ 貸借対照表の作成

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 6-3の事実の説明（現状）

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

教育研究支援については、「富山キャンパス事務部」に「教学課」を配置し、「研究科長」や「教学部長」の指示に対して迅速に事務対応できるよう事務体制が構築されている。なお、事務局長、事務部長、教学課長が、「研究科委員会」にオブザーバーとして出席し、教学関係の情報を共有している。

また、桐朋学園大学院大学附属図書館の利用サービスを行うと同時に、「桐朋学園大学音楽学部附属図書館」との連携により、インターネットを利用して、所蔵資料の利用等、積極的なサービスの相互提供を行っている。

(2) 6-3の自己評価

教育研究支援については、教員と学生が求めているものを十分に把握する必要がある。本学では、各種会議体が設けられており、いろいろな角度から事務体制に対する要望を得ることができる。少人数な事務部ゆえ、行き届かない面はあるが、組織としては、教育研究支援のための事務体制は構築されている。しかしながら、日

常業務に追われ、教員と学生を十全にサポートしているとは言い難く、改善しなければならぬ。

（３） 6－3の改善・向上方策（将来計画）

職員は、管理運営系と教学系を問わず、教育研究支援を第一義に業務を遂行しなければならない。本学のように少人数の事務局である場合、部署の枠を越え、職員一人ひとりが教員と学生をサポートすることを最優先とする意識改革が必要となる。教員や学生の要求に対応できるより良い事務体制に改善すべく、現行の問題点を整理し、改善を要する優先順位に基づき事務体制を再構築する。

【基準6の自己評価】

次世代に対応できる職員の育成を念頭に、次のとおり事務局の改革は、一步ずつ前進している。

- （１）大学の財政規模に応じた職員組織の編成を実現すべく、事務組織の改革を継続的に実施している。
- （２）採用・昇任・異動の人事については、規定に基づき実施されている。適材適所の配置を考えるとともに、新規採用にあたっては、慎重に選考し、より良い人材を確保している。
- （３）職員の資質向上の取組みについては、自発的な研修の機会が得られるように配慮している。また、組織的にも「職員研修会」を実施している。
- （４）大学の教育研究支援のための事務体制は、組織上では整備されており、運用面での問題点を整理し、再構築へ向け、「事務局長・部長会議」において検討を始めている。

【基準6の改善・向上方策（将来計画）】

職員の資質を改善・向上させるには、第一に「意識改革」が必要である。「意識改革」という言葉は、日本の社会でも何年も前から言われ続け、組織が厳しい状況下に置かれたときには、必ずと言っていいほど使われてきた言葉である。少子化の影響を受け、今後さらに厳しさを増す大学においては、できる限り早く「意識改革」を実現させた大学が勝ち残る。再度、職員に「意識改革」を促す。

本学は、少人数の事務局であるが、職員間の連携は必ずしも十全とは言い難い。事務組織を再構築して風通しの良い事務局とする。

基準7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 7-1の事実の説明(現状)

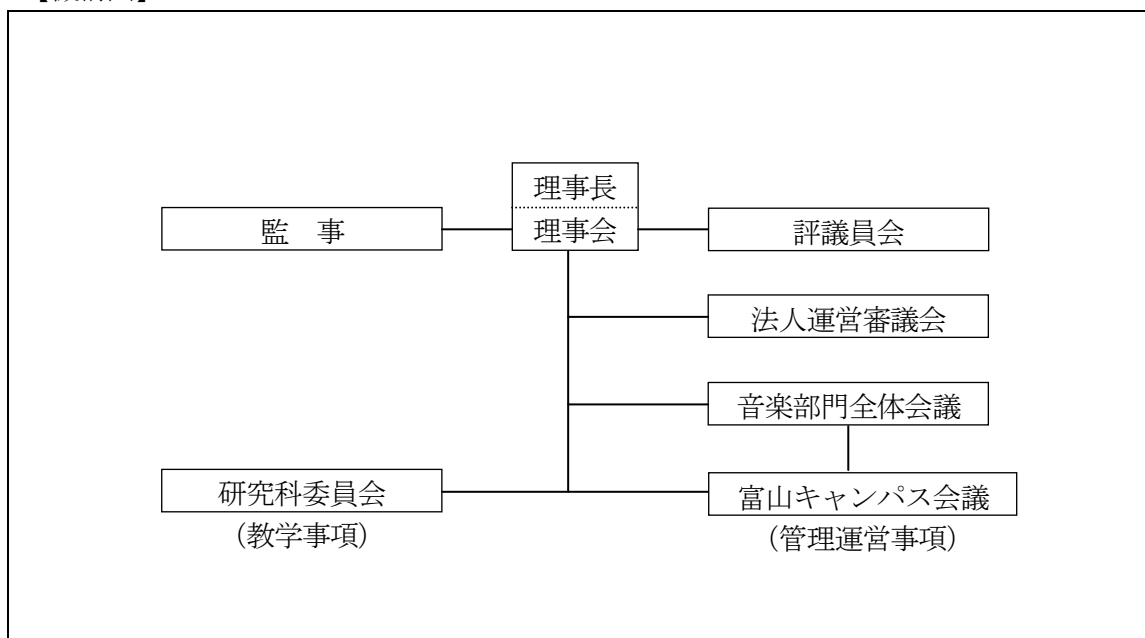
7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

学校法人桐朋学園は、3部門(男子部門、女子部門、音楽部門)の自主性を尊重し、各部門内で責任を持ち運営する体制が構築されている。

本学の運営については、議案別に本学「研究科委員会」または本学が属する音楽部門「富山キャンパス会議」を中心に審議決定される。「音楽部門」として決定された事項のうち、学校法人の業務に関する事項は、「法人運営審議会」の議案として審議され、議案によっては、評議員会への諮問を経て、最終的には理事会で決定される。本学の管理運営体制において、理事長が直接関わりを持つのは、「法人運営審議会」、評議員会及び理事会であるが、法人としての運営に影響する事項については、「部門の長」(桐朋学園大学長、兼桐朋学園大学院大学長)及び「音楽部門選出理事」が、事前に理事長に音楽部門での審議の経過等を具申して意見を聞き、それを音楽部門として決定する際に反映させている。

管理運営体制の【機構図】とその役割は、次のとおりである。

【機構図】



(1) 理事会

- ① 学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する最高意思決定機関である。
- ② 理事会の開催並びに構成員は、「学校法人桐朋学園寄附行為」において、次のとおり定められ、現在、理事14人・監事3人で構成されている。

【学校法人桐朋学園寄附行為（抜粋）】

（役員）

第5条 この法人には、次の定数の役員を置く。

- （1）理事13名以上15名以内
- （2）監事2名以上4名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

（理事会）

第6条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事会を招集するには理事長において、各理事に対して、7日前までに日時、場所及び会議に付議すべき事項を示して文書をもって通知しなければならない。

5 理事会において、あらかじめ会議に付議すべき事項として示されなかった事項については、議決することができない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

7 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

8 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席した理事の互選によって定める。

9 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示した者は、出席とみなす。

10 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

13 理事会の円滑な運営を図るため、理事会に運営審議会を置くことができる。

（2）評議員会

- ① 理事会が学校法人の業務を決定する際に、当該決定が適切なものであるか判断し、的確な意見を述べるとともに、より広範な意見を管理運営に反映させることにより、学校法人の公共性を高めることを目的とする諮問機関である。
- ② 評議員会は現在、35人の評議員で構成され、諮問事項及び意見具申等については、「学校法人桐朋学園寄附行為」において、次のとおり定められている。

【学校法人桐朋学園寄附行為（抜粋）】

（諮問事項）

第18条 次に掲げる事項は、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- （1）予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分並びに運用財産中の重要な資産の処分
- （2）事業計画
- （3）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- （4）寄附行為の変更
- （5）目的たる事業の成功不能に因る解散
- （6）寄附金品の募集に関する事項
- （7）合併
- （8）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めた事項
（評議員会の意見具申等）

第19条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徴することができる。

（3）法人運営審議会

- ① 理事会の円滑な運営を図ることを目的とする機関である。
- ② 法人運営審議会の構成員及び審議事項は、「学校法人桐朋学園運営審議会規程」において、次のとおり定められている。

【学校法人桐朋学園運営審議会規程（抜粋）】

第2条 法人運営審議会は、次の者をもって構成する。

- （1）理事長
- （2）寄附行為第10条第1項第1号及び第2号に定める理事（※）
- （3）理事会の指名する理事
- （4）法人本部事務局長

第5条 法人運営審議会は、次の事項について審議し決定する。

- （1）理事会から付託された事項
- （2）理事会に付議する議案
- （3）部門間の調整を必要とする事項
- （4）その他理事会の円滑な運営に資する事項

2 前項の決定事項に関しては、理事会に報告するものとする。

※寄附行為第10条第1項第1号→男子部門、女子部門、音楽部門の各学校の長のうちから、理事会において選任された者各1人

寄附行為第10条第1項第2号→男子部門、女子部門、音楽部門の教職員のうちから、理事会において選任された者各1人

(4) 音楽部門全体会議

- ① 音楽部門全体に関わる重要な意思を理事会に上程するための決議機関であり、「仙川キャンパス会議」構成員及び「富山キャンパス会議」構成員で構成される。
- ② 「桐朋学園音楽部門運営大綱」において、理事会に上程する議案は、各キャンパス単位での議決が必要と規定されていることから、本学に関わる理事会上程議案は、通常、「富山キャンパス会議」において、音楽部門としての意思決定が行われている。

(5) 富山キャンパス会議

本学が属する富山キャンパスの管理運営に関わる重要事項について、音楽部門としての最終意思決定を行う機関であり、その構成員及び審議事項は、「桐朋学園音楽部門富山キャンパス会議規程」において、次のとおり定められている。

【桐朋学園音楽部門富山キャンパス会議規程（抜粋）】

（構成員）

第2条 会議は、次の者によって構成される。

- (1) 部門の長
- (2) 選出理事
- (3) 大学院大学の専任教員
- (4) オーケストラ・アカデミー所長
- (5) オーケストラ・アカデミー教務部長
- (6) 事務局長
- (7) 富山キャンパス事務部長
- (8) その他部門の長が委嘱した者

（審議事項）

第8条 会議は、本学にかかわる次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算等に関する事項
- (2) 事業計画の大綱
- (3) 人事採用計画
- (4) 経営に関する事項
- (5) 運営に関する重要な事項
- (6) 学務に関する重要な事項
- (7) 諸規程に関する事項
- (8) 富山市との交換文書に関する事項
- (9) 富山市補助金に関する事項
- (10) その他必要とされる事項

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。
管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程は、「学校法人桐朋学園寄附行為」において、次のとおり明示されている。

【学校法人桐朋学園寄附行為（抜粋）】

（役員）

第5条 この法人には、次の定数の役員を置く。

- （1）理事13名以上15名以内
- （2）監事2名以上4名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

第10条 理事となるものは、次の各号に掲げる者について、理事長が委嘱する。

- （1）第4条第2項に掲げる男子部門、女子部門、音楽部門の各学校の長のうちから、理事会において選任された者各1名
- （2）第4条第2項に掲げる男子部門、女子部門、音楽部門の教職員のうちから、理事会において選任された者各1名
- （3）評議員のうちから理事会において選任された者3名
- （4）学識経験者のうちから理事会において選任された者4名以上6名以内

2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する理事は、学校の長、教職員及び評議員の職を退いたときは、その職を失うものとする。

（監事の選任及び職務）

第11条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において理事総数の過半数の議決で選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

（評議員の選任）

第21条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）この法人の職員のうちから、理事会において選任された者13名
- （2）この法人の設置する学校を卒業したもので年齢25年以上のものうちから、理事会において選任された者3名
- （3）第10条第3号による理事を除く他の理事10名以上12名以内
- （4）学識経験者のうちから、理事会において選任された者8名以上9名以内

2 前項第1号及び第3号に規定する評議員は、職員又は理事の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

【学校法人桐朋学園寄附行為施行細則（抜粋）】

第3条 寄附行為第21条第1項第1号で選任される評議員は、男子部門、女子部門、音楽部門の教職員から各4名、法人本部から1名とする。

第6条 本学園の学長、校長及び園長は理事会において選任し、当該教授会、教職員会の同意を得るものとする。学長、校長及び園長の任期は三ケ年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 7-1の自己評価

管理運営体制について特筆すべき点は、理事会の統制のもとにおかれる3部門単位での現場尊重主義である。これは、「学校法人桐朋学園寄附行為施行細則」第2条において「本法人の理事会は、男子部門、女子部門、音楽部門それぞれの自主性を尊重し、建学の精神を踏まえ、学園の運営にあたるものとする」との規定に基づいている。これにより、各部門が自立した運営を行い、現場から理事会へ発案することが容易になっている。また、各学校の設立経緯を踏まえて、学校群が3部門単位にまとめられていることにより、音楽部門では音楽教育に特化した幼児から大学院生までの一貫教育を、より円滑に行える体制が整えられている。

予算編成においても、各部門単位での予算申請が評議員会を経て、理事会において審議され、各部門の教育方針に沿う形で予算が組まれている。また、理事会に「法人運営審議会」を置くことにより、各部門の実情に照らした事前審議と調整が行われ、その後の評議員会及び理事会において、論点が整理されたうえでの審議が行われる。

管理運営に関わる役員等の選考や採用については、寄附行為及び「寄附行為施行細則」に定めるところに従い、適正に運用されている。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の経営環境が厳しさを増すなかで、管理運営の意思決定にあたっては、今まで以上により精緻な議論と慎重な姿勢が必要になる。しかしながら、大学変革の激動期にあつては、本学の特色を積極的に打ち出していくことも、大学経営には不可欠である。第三者評価の義務化や財務情報の開示等、管理運営体制の改善と透明性の確保が求められるなか、安定した運営のため、経営と教学のバランスを常に念頭に置いた管理運営体制をより強固なものにしていかなければならない。理事会と「研究科委員会」の繋がりを強化し、理事長と学長のもとに教職員が結束して大学運営にあたっていく。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 7-2の事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

本学の場合、理事会に至るまでに音楽部門内で管理部門「富山キャンパス会議」と教学部門「研究科委員会」が組織されている。臨時開催の場合を除き、「富山キャンパス会議」と「研究科委員会」は、毎月同日に連続して開催され、「富山キャンパス会議」での管理運営面の審議経過を踏まえたうえで、「研究科委員会」において教学面の審議が行えるようになっている。両会議の審議結果は、議案によっては理事会での審議事項となるため、学長が取りまとめたうえで、音楽部門の意思決定として理事会に上程している。

(2) 7-2の自己評価

「桐朋学園音楽部門運営大綱」において、学長が音楽部門の長になることが規定されており、音楽部門内の管理運営面を含め、学長が全面的にリーダーシップを取れる体制が整っている。また、学長は寄附行為の定めにより理事でもあり、理事長と学長は、理事会に設置されている「法人運営審議会」等においても詳細な議論をする場が設けられ、日常的

にも綿密に打ち合わせが行われている。また、各部門から「部門選出理事」が選出されており、「音楽部門選出理事」は、本学の経理責任者であるとともに、管理運営面全般において学長を補佐する役目を担い、学長の負担を軽減している。

(3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

管理部門と教学部門の連携は、本学を円滑に運営するための要となる。3部門制の長所を最大限に生かしつつ、今後も「富山キャンパス会議」と「研究科委員会」の連携を強固なものとするため、その下部組織である各種委員会等を充実させる。また、「仙川キャンパス会議」や「富山キャンパス会議」等において、音楽部門全体の各組織の見直しも進め、さらに効率的な組織運営を構築し、機動性に富んだものとする。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

(1) 7-3の事実の説明(現状)

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学では、自己点検・評価委員会を組織し、「桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領」に則り、自己点検・評価等に取り組んでいる。

自己点検・評価委員会の構成員は、「桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程」により、次のとおり定められている。

【桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程(抜粋)】

(構成)

第2条 桐朋学園大学院大学に委員会を置き、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 教学部長
- (3) 図書館長
- (4) 富山キャンパス事務部長
- (5) その他学長が指名する者

自己点検・評価委員会は、現在、管理運営に関わる諸事項を審議する「富山キャンパス会議」と、教育研究に関わる諸事項を審議する「研究科委員会」が、それぞれの会議体で、それぞれの所管する業務について自己点検・評価を行っている。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

自己点検・評価委員会から、平成15(2003)年3月に「自己点検・評価報告書」が刊行され、学内外への配布を行うとともに、指摘されたさまざまな事項について学内で検討し、改善を重ねてきた。平成20(2008)年3月に「自己評価報告書」を刊行し、現在、基準

ごとの改善・向上方策に基づき、対応を「富山キャンパス会議」及び「研究科委員会」において協議している。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

自己点検・評価の結果は「報告書」にまとめ、教職員に配布するとともに、本学事務室及び附属図書館の窓口にて、学生、学外者にも配布している。

(2) 7-3の自己評価

自己点検・評価委員会等から指摘を受けた事項について、次のとおり改善が実施されている。

課題：細分化された組織の在り方に対する再検討（富山キャンパス諸会議体の見直し）
→「桐朋学園音楽部門富山キャンパス経営評議会」及び「桐朋学園音楽部門富山キャンパス運営協議会」を、平成18(2006)年3月31日をもって廃止し、その機能を「桐朋学園音楽部門富山キャンパス会議」が承継し、諸会議体を簡素化した。

課題：授業カリキュラムと教育成果の検証

→平成17(2005)年度から毎年、学生による授業評価アンケートを実施し、教育成果等について検証を行っている。

課題：建学の精神の明記

→今まで項目を立てて示していなかった、本学の建学の精神として掲げる「演奏の様式性の獲得」、「感性教育の実践」を、平成21(2009)年4月に作成した「学校案内書」に明記した。

課題：アドミッションポリシーの明文化

→明文化されていなかったアドミッションポリシーを明文化し、平成22(2010)年度の「学生募集要項」から記載する。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会の発足後、検討内容をまとめた「自己点検・評価報告書」を刊行したが、その後の具体的な審議検討は、「富山キャンパス会議」や「研究科委員会」で行われ、自己点検・評価委員会としての活動が停滞していた。

これは、「富山キャンパス会議」と「研究科委員会」が連携して、自己点検・評価委員会の業務を行っており、自己点検・評価委員会を開催するまでもなく、自己点検・評価を踏まえた改善が常に行われている事実起因する。

今後は、自己点検・評価委員会が形骸化することのないよう、各会議体の役割の再確認と見直し等を行い、曖昧な運営が行われないように是正する。

【基準7の自己評価】

本法人は3部門制であり、各部門が責任を持って自主自立した運営を行っている。理事会の前には、各部門内で、管理部門と教学部門の連携が行われ、十分に検討された事案が理事会に上程されている。理事長と学長の連携も、「法人運営審議会」が定期的で開催されていることによって、十分な意思の疎通が図られており、理事会が最終的な意思決定を行う体制は整えられている。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

大学の経営環境が厳しさを増す一方で、大学に求められる社会的要求も広範囲にわたるようになり、その管理運営も複雑化している。

少子化のなかで学生を確保していくことは、最重要課題である。教員が、教学に専念できる時間を確保するためにも、安定した管理運営体制を学内に浸透させることが急務である。目まぐるしく変化する社会環境に順応し、理事長と学長の連携のもと、一人ひとりの教職員が常に大学運営に対する問題意識を持ちながら、その専門性を高めていく基盤を整える。

また、自己点検・評価を踏まえた改善は、「富山キャンパス会議」及び「研究科委員会」で議論し、常に行われているが、各会議体の役割を再認識し、自己点検・評価委員会の機能を活性化する。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 8-1の事実の説明(現状)

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

桐朋学園音楽部門の財務は、「仙川キャンパス(桐朋学園大学、桐朋女子高等学校音楽科、桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室)」と、「富山キャンパスにある本学及び附属教育研究機関である桐朋オーケストラ・アカデミー」の合算で構成されている。

帰属収入の80%以上を占める学生生徒等納付金は、年々減少傾向にある。少子化は今後恒常的に続く現象として捉え、本学も強い危機感を抱いている。学校経営の安定を持続するために、全学を挙げて情宣活動等を含めた学生確保に最大限の努力を傾注している。過去5年間の本学の学生数(各年度3月31日現在、科目等履修生を含む)、学生納付金収入の推移は、【表8-1-1 学生数・学生納付金収入の推移表】のとおりである。

【表8-1-1 学生数・学生納付金収入の推移表】

区 分	学生数	学生納付金収入
平成16(2004)年度	29人	22,900,000円
平成17(2005)年度	29人	22,300,000円
平成18(2006)年度	30人	23,400,000円
平成19(2007)年度	25人	21,500,000円
平成20(2008)年度	28人	23,600,000円

収入と支出のバランスの指標として、「音楽部門全体(仙川キャンパス、本学、桐朋オーケストラ・アカデミー)で人件費比率65%、教育研究経費比率25%、管理経費比率5%」、「仙川キャンパス(桐朋学園大学、桐朋女子高等学校音楽科、桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室の合算)の収支係数8%」を目標値としている。人件費比率65%は、個人レッスンを中心としたマンツーマン教育の音楽大学では避けられないが、この数値を超えないよう運営している。また、教育研究経費比率25%は教育研究目的を達成するために必要不可欠である。収支係数8%は老朽化した仙川キャンパスの校舎の建替のためにも重要な指標となる。本学では、これらの音楽部門全体の指標のもと、教育研究目的を達成するため収入と支出のバランスを保ち運営されている。

本学単独の財務については、国庫補助金と富山市からの補助金、学生納付金収入及び仙川キャンパスからの繰入金によって運営されている。入学定員10人の小規模な本学においては、学生納付金収入だけでは運営は不可能であり、補助金に加え、収支の不足分を仙川キャンパスからの繰入金で補い、運営されている。

なお、本学の運営を支える仙川キャンパスの中・長期的な財務状況を把握するため、7月に開催される評議員会・理事会において、今後10年間の「収支見通し」を、また3月に開催される評議員会・理事会において、今後5年間の「収支見通し」を提出し、今後の財務状況について、理事及び評議員に意見等を求めている。

桐朋学園大学院大学

「学校法人桐朋学園」の平成20(2008)年度決算の消費収支の科目別内訳は、【表8-1-2 学校法人桐朋学園消費収支科目別内訳】のとおりであり、「桐朋学園音楽部門」の同内訳は、【表8-1-3 桐朋学園音楽部門消費収支科目別内訳】のとおりである。

【表8-1-2 学校法人桐朋学園消費収支科目別内訳】 (単位：千円)

帰属収入		消費支出	
科目	決算額	科目	決算額
学生生徒等納付金	6,824,587	人件費	6,168,653
手数料	115,156	教育研究経費	1,926,526
寄付金	21,112	管理経費	380,433
補助金	2,104,975	その他	257,505
その他	723,136		
合計	9,788,966	合計	8,733,117

【表8-1-3 桐朋学園音楽部門消費収支科目別内訳】 (単位：千円)

帰属収入		消費支出	
科目	決算額	科目	決算額
学生生徒等納付金	2,828,698	人件費	2,100,426
手数料	34,301	教育研究経費	892,218
寄付金	10,496	管理経費	152,251
補助金	375,463	その他	132,141
その他	289,376		
合計	3,538,334	合計	3,277,036

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本法人には、「学校法人桐朋学園経理規程」、「学校法人桐朋学園資産取得規程」、「学校法人桐朋学園資産除却規程」等の財務に関する諸規程が整備され、これらに則り会計処理がなされている。経理規程は、本法人の経理に関する基準を定め、経理業務を正確かつ迅速に処理し、財政状態及び経営状況を計数的に把握し、経営の能率的運営と教育研究活動の発展に資することを目的としている。

予算は、学校運営の基本であり、教育、研究その他の学事計画と密接な関連をもって、明確な方針のもとに編成、執行されなければならない。毎年9月に翌年度の事業計画

と予算が各部署から提出され、年2回の予算会議、「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス経営評議会」、「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス会議」及び「桐朋学園音楽部門富山キャンパス会議」を経て、3月の評議員会で意見を聴き、理事会で決定し予算化される。

その後は、学校会計基準及び経理規程に則り適正な会計処理がなされている。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

本学の公認会計士監査は、あずさ監査法人に依頼している。平成20(2008)年度の監査実施状況は、次のとおりである。

平成20(2008)年	4月	現預金実査
平成20(2008)年	12月	期中監査(内部統制の整備状況を確認)
平成21(2009)年	2月	期中監査
平成21(2009)年	3月	機器備品実査
平成21(2009)年	4月	現預金実査
平成21(2009)年	5月	決算監査

毎年度、公認会計士監査終了後、決算承認の理事会までの間に「法人監査会」が開催される。同監査会には、監事、公認会計士、理事長、各部門選出理事、法人本部担当職員、各部門事務局長(事務部長)、経理事務担当責任者等が出席している。監事は、すべての理事会及び評議員会に出席し、意見を述べ、理事の業務執行状況を監査するとともに、「法人監査会」において公認会計士監査の結果報告を受け、学園及び公認会計士に対してその内容を確認し、問題点がある場合は、是正勧告を行っている。

また、監査日以外でも公認会計士と面談、電話等により適正な会計処理を遂行するため、指導、助言を仰いでいる。

こうした一連の監査の結果、本学では、特に監査意見に影響を与える不適正な事項はなく、無限定適正の意見表明がなされている。

(2) 8-1の自己評価

収入と支出のバランスの指標としての目標値(音楽部門全体で人件費比率65%、教育研究経費比率25%、管理経費比率5%)を、平成17(2005)年度の人件費比率以外は、ほぼクリアしている。当年度消費収入超過額は、平成17(2005)年度決算△3億7千万円、平成18(2006)年度決算5千8百万円、平成19(2007)年度決算1億4千6百万円、平成20(2008)年度決算2億6千1百万円であった。平成17(2005)年度は、退職給与引当金繰入額の計上基準を期末要支給額の50%から100%に変更したことによる特有の年度と捉えている。

また、仙川キャンパスの施設計画は過去、すべて借入金なしの自己資金で行った。平成22(2010)年度(予定)に着工する仙川キャンパスでの新校舎建築も、借入金なしの自己資金で行う計画である。それは、少子化は今後恒常的に続き、好転はしないという状況において、借入金による負の財産を将来に残すというリスクを避け、「安全かつ健全な等身大の学校経営を行う」という桐朋学園音楽部門の基本方針による。施設設備引当特定資産は、平成20(2008)年度末で約18億円となった。

以上により、本学は教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有しており、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適正に会計処理がなされていると判断できる。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

少子化の影響を受け、主な収入源である学生生徒等納付金や国からの経常費補助金、富山市からの補助金の増収は今後見込めないため、次に掲げる対策を行う。

- (1) 学生生徒等納付金収入を維持するため、学生募集活動をさらに充実、強化する。
- (2) 専任教職員の新規採用にあたっては、その必要性を慎重に審議し、教職員数の適正化を図り人件費支出を抑制する。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 8-2の事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

情報公開法施行に伴い、私立大学においても従来の届出に加え、財務情報の開示と説明責任が求められている。これに対応するため、法人として「学校法人桐朋学園財務情報等の開示に関する規程」を定め、平成17(2005)年度からは対外的に公開を行うこととした。本学の学生、保護者、教職員、利害関係者から財務情報の開示請求があった場合、規程に基づき法人総合の財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書を開示している。

また、本学の学生、保護者、教職員を配布対象とした広報誌「桐朋学園音楽部門報」には、音楽部門全体の決算の概況として資金収支決算対比表、消費収支決算対比表、学生生徒数・学生生徒等納付金収入の推移、補助金収入の推移、財産目録総括表、決算総括表（資金収支計算書、消費収支計算書）、貸借対照表、監査報告書、桐朋学園大学学生会（預り金会計）決算表を記載している。この部門報は学内の所定の場所に置き、学外者でも自由に入手が可能な状況になっている。なお、法人の「事業報告書」及び「桐朋学園音楽部門報」は、ホームページにおいても公開されている。

(2) 8-2の自己評価

財務情報は、学校会計基準に基づき作成した決算書等を保護者、学生、教職員に「桐朋学園音楽部門報」で公開している。また、財務情報等の開示に関する規程も整備されており、一定レベルの財務情報の公開がなされている。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

保護者等の関係者から財務運営に関するさらなる理解と支持を得るためには、財務情報の公開、説明責任を次のレベルへ改善する。一例として財務諸表に、よりわかりやすい説明を加えることが挙げられ、今後、音楽部門事務局「財務部」がこれを行う。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 8-3の事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP (Good Practice) などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

本学の外部資金のほとんどは補助金であるが、資産運用のひとつとして「長期の定期預金」

による高利率の銀行受取利息を得ており、資産運用収入の増収の一助となっている。

(2) 8-3の自己評価

実技教育中心の音楽大学であることを最大限に活用し、桐朋学園大学では、特色ある教育研究を充実させ、私立大学等経常費補助金特別補助の増収を図っている。また、本学では富山市の補助金額の維持に努めている。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

外部資金の導入は、学生生徒等納付金の維持・増収に努めるとともに、安定した財政基盤の確保のためにも重要な位置を占める。桐朋学園大学における特別補助の増収を含め、外部資金の導入に積極的に取り組む。

【基準8の自己評価】

本学は教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、仙川キャンパスにおける校舎建替に向けた資金も確保している。また、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされており、適正な会計処理及び会計監査等がなされている。

財務情報の公開は規程も整備されており適正に実施されている。外部資金の導入は十分とはいえないため、実技教育中心の音楽大学であることを最大限に活用し、特別補助の増収などに積極的に取り組む。

【基準8の改善・向上方策（将来計画）】

少子化の波のなか、私学にとっては、ますます厳しい経営を迫られているが、魅力ある教育を展開することで学生数の減が最小限にとどまるよう努力し、安定した財政基盤を維持、確立していく。それには本学が掲げている収入と支出のバランスの指標を守ることを第一とする。学生数が減れば、それに応じた支出を減らすことが、この指標を守る大原則であり、学生数減にもすぐに対応できる経営体質を構築していく。

また、平成 22(2010)年度（予定）に着工する、仙川キャンパスでの新校舎建築に向け、「教育環境がより良く整った校舎」を建築するため、より多くの自己資金を積み立てる。

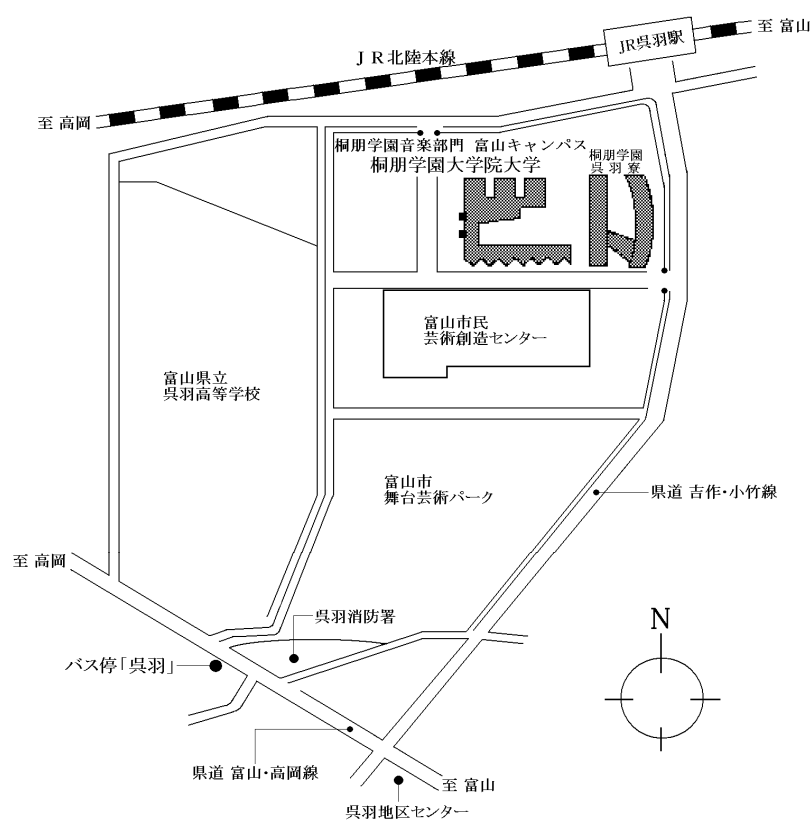
基準9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 9-1の事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学は、学校法人桐朋学園音楽部門の富山キャンパス内（附属教育研究機関である桐朋オーケストラ・アカデミーが併設されている）に位置し、次のキャンパスマップのとおり、JR北陸本線呉羽駅から徒歩約3分の距離にある。



各施設の面積は、次のとおりであり、校地、校舎ともに大学設置基準上必要な面積を満たしている。

区分	校地面積	校舎面積
大学設置基準上必要な面積	200㎡	3,438㎡
校舎	10,083㎡	5,293㎡
学生寮	4,476㎡	2,706㎡

なお、主な施設設備の詳細は、次のとおりである。

(1) 校舎

富山キャンパス内には、校舎（平成8（1996）年建築）並びに学生寮「呉羽寮」（平成7（1995）年建築）がある。校舎は防音設備が整っており、学生数に対する練習室数も十分確保されている。

研究室・練習室・ホールは全部で30室あり、各室にはグランドピアノ、アップライトピアノが1または2台設置されているほか、打楽器、チェンバロ、AV機器等が必要に応じて設置されている。また、ヴィオラ等の弦楽器も学生に貸し出しており、設備面でも充実している。

研究室・練習室・ホールは、本学の授業・レッスン、及び学校行事の円滑な遂行を目的として設けられたものであるが、学生の自主的な勉学のためにも、可能な範囲でこれらの施設利用の便宜を図っている。平日・休日ともに8時30分から22時まで開放しており、多くの学生が有効に活用している。

(2) 図書館

① 蔵書

平成21（2009）年5月1日現在での図書館の蔵書数は、図書（楽譜を含む）27,706点、視聴覚資料10,952点、雑誌4タイトルである。クラシック音楽系の資料を中心に収集されており、実技教育に重点を置いた本学の教育の支援に十分な蔵書構成となっている。資料はすべてデータベース化されており、インターネット上で公開しているOPAC（On-line Public Access Catalog・オンライン蔵書検索）によって学内外からの蔵書検索及び資料の貸出予約が可能となっている。

② 設備

図書館は本学校舎2階に位置し、1階にある資料保管庫を含め、面積は310㎡である。全蔵書資料は館内の書庫に請求記号順に配架されている。視聴室には所蔵しているメディアに対応した視聴覚機器を備えている。また、情報設備としては、OPAC端末3台を設置している。

③ サービス

平成20（2008）年度の開館日数は253日で、貸出総点数は36,735点（うち、学生35,205点）、1日平均貸出数は145点（うち、学生139点）であった。

ア．学生へのサービス

学生には、図書資料（楽譜・書籍・雑誌）、オーディオ資料（CD・カセット）を、併せて20点まで2週間の館外貸出を行っている。ヴィジュアル資料（DVD・LD・VHS）は、館内視聴としている。また、OPAC検索には図書館スタッフが補助にあたっている。

イ．教員へのサービス

教員には、図書資料は1ヵ月、視聴覚資料は2週間の期限で、いずれも冊数制限をせずに貸し出している。また、代行検索サービス（資料名や作品名で申し込まれた資料について、図書館スタッフが検索と取寄依頼処理を代行する）と各研究室へのデリバリー

サービスを行っている。

(3) ホール施設

音響処理が施された多目的に使用できる2つの演奏会場(教室名称:リハーサル室、アンサンブル室2)を有する。フルコンサート仕様グランドピアノ2台を設置し、各種リハーサル会場として、学生に開放している。

(4) 学生寮

学生寮「呉羽寮」は、富山キャンパス内に位置し、全室個室、冷暖房を完備している。最大で160人収容できる本寮は、各室にデスク、クローゼット、ベッド、バス、トイレ、エアコン、電話を設置し、快適な生活空間を備えている。また、防音を完備し、8時30分から22時まで楽器の練習を許可している。なお、共同のキッチンでは自炊が可能である。

本学は、さまざまな地域から学生が入学するので、毎年ほぼ全員(平成20(2008)年度及び平成21(2009)年度の入学者は、富山市在住者を除き全員)が入寮している。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

本学の施設設備の維持・運営は、「富山キャンパス事務部総務課」が担当しており、建築物、電気設備、給排水・衛生設備、消防設備、昇降機等の法定検査、点検、補修整備を実施している。また、夏季休暇中に14日間程度の学校完全閉鎖日を設け、点検、補修整備作業を行い、より良い教育研究環境を整備するよう努めている。

(2) 9-1の自己評価

本学は、大学設置基準に定める校地、校舎の面積は基準を上回っており、学生の自主練習用に開放している教室・レッスン室もほぼ毎日利用されている。また、図書館には豊富な資料を備え、検索手段の機械化が推進されていることもあり、図書館サービスの利用数も年々増加している。学生寮「呉羽寮」は、全室個室、防音、冷暖房を完備した快適な生活空間である。このように、教育研究活動の目的を達成するための施設設備は適切に整備され、かつ有効に活用されている。

(3) 9-1の改善・向上方策(将来計画)

定期的に十分な施設点検等を行い、修繕、設備の整備等にあたり、教育研究環境を維持、向上していく。また、図書館においては、

- (1) 所蔵資料が十分に利用されるよう目録のさらなるデータ化
- (2) オリエンテーション時の説明等利用者教育の充実
- (3) パスファインダー等学習支援のツール作成

について、実施計画を「富山キャンパス事務部」において策定する。

9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

(1) 9-2の事実の説明（現状）

9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

本学では、施設設備の適正な管理を図り、併せて災害から安全性を確保するため、毎年施設設備を計画的に補修するとともに、突発的な事態に対処できるよう施設設備の安全性に関する予算を確保している。近年では、階段の手摺り改修工事、防水用止水板取付工事、正面出入口強化ガラス取付工事等を行った。また、平成17(2005)年度にはアスベスト調査を行い、施設設備の安全性の確保に努めている。

また、耐震性は耐震基準を満たしているが、身障者等に対応できる施設設備にはなっていない。

(2) 9-2の自己評価

施設設備の安全性を、組織的かつ計画的に確保するよう努めている。また、災害時に備えて避難経路等を学内に掲示し、防犯・防火対策等について、入学時オリエンテーションで詳しく説明している。

耐震性については問題はないが、身障者等に対する配慮が施設設備になされていないのが現状であり、改善を急がなければならない。

(3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

平成21(2009)年度から年次計画で、大規模な校舎及び学生寮「呉羽寮」の施設修繕計画を予定している。しかしながら予算との兼ね合いもあり、現状では、現校舎の施設設備の適正な管理を図り、災害からの安全性を確保することを第一に考え、さらなる快適な教育研究環境整備を行う。

また、前述のとおり、身障者等に対応できる施設設備になっていないのが現状であり、「富山キャンパス事務部」において、現在予定している修繕計画のなかで、どのように取り込むことができるのか調整を図る。

9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

(1) 9-3の事実の説明（現状）

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

本学は、施設設備の安全性を確保するとともに、より良い快適な教育研究環境の整備にも努めている。本学は、全室にピアノが1または2台設置されており全部で46台ある。早朝から深夜までほぼ毎日使用されており、常に良好な状況を保つため調律師による定期的なメンテナンスを実施し、メーカーによる点検も年2回行っている。このように、音楽大学として快適な教育研究環境が整備されている。

また、本学は、「富山市舞台芸術パーク」の一面に位置し、遊歩道などがある「緑」あふれる環境に囲まれている。

(2) 9-3の自己評価

本学は、教育研究に必要なピアノ等の機器備品が、常に良好な状況を保つよう整備されており、学生の自主練習のために、可能な限り施設設備を開放している。

「音楽を勉強する」ために「音を出す」ことが勉強である学生のため、常にピアノ等の機器備品を良好な状況に保っており、快適なアメニティとしての教育研究環境は整備されている。

(3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

開学以来、ピアノ等の機器備品の定期的なメンテナンス等を実施し、良好な状況を保ってきたが、使用頻度が高く、取替更新の時期が来ている。今後、「富山キャンパス事務部」において、機器備品の取替更新計画を作成し、限られた予算のなかではあるが、より良い快適な教育環境づくりを目指し、ピアノ等の取替更新を実施する。

【基準9の自己評価】

本学には、教育研究目的を達成するために必要な環境は整備されており、音楽大学として快適な教育研究環境が適切に維持、運営されている。具体的には、次のとおりである。

- (1) ピアノ等、楽器類の充実
- (2) 施設設備のメンテナンス
- (3) 学生への教室・レッスン室の開放
- (4) 図書館資料の充実
- (5) 図書館サービスの充実（OPAC(オンライン蔵書検索)、デリバリーサービス等)
- (6) 学生寮「呉羽寮」の快適な生活空間

【基準9の改善・向上方策（将来計画）】

施設設備のさらなる安全性を確保する。また、現在予定している修繕計画のなかに、身障者等に対応できる施設設備を取り込めるよう、「富山キャンパス事務部」において、調整を図る。

ピアノ等の機器備品についても、取替更新計画を作成し、より良い快適な教育環境づくりを目指し、ピアノ等の取替更新を実施する。図書館については、学生へのサービスをさらに充実させる。

基準 10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 10-1 の事実の説明 (現状)

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

本学は、8時30分から22時まで、学生の練習のために教室やレッスン室を開放（貸し出し）しているため、学外者に施設を開放して利用してもらうことは困難であるが、本学施設の見学については随時対応している。

図書館は、クラシック音楽系の資料を中心に蔵書構築を行っており、OPAC (On-line Public Access Catalog・オンライン蔵書検索) をインターネットに公開することにより、学外から資料の検索が可能である。これらの資料はILL (図書館間相互貸借) サービスによって、学外の公共図書館・大学図書館・専門図書館へ貸し出しており、それぞれの図書館の利用者は、所属する図書館で本学図書館の資料を借りることができる。また、本学図書館の資料も「桐朋学園大学音楽学部附属図書館」を通じて広く社会に提供している。

一般個人も、身分証明書等で住所等が確認できれば登録して図書館を利用できる。利用できるサービスには、閲覧室・視聴室等館内の施設設備の利用、図書資料（書籍・楽譜・雑誌）の館内貸出、AV資料の館内視聴があり、また、レファレンス・サービスや代行検索サービスも提供している。

授業については、一般公開授業を設け、ホームページでその情報を提供し、希望者は聴講することができる。また、学生の授業受講に支障をきたさないと判断され、担当教員の了承があった場合、その他の授業についても一般個人の聴講に応じている。

本学のリハーサル室等で開催される学生リサイタル、クラス発表会、ファカルティ・コンサート、オープン・キャンパス・コンサート等は一般公開されており、学生あるいは教員等による演奏を聴くことができる。

平成19(2007)年度及び平成20(2008)年度に開催された演奏会は、次のとおりである。

平成19(2007)年度

月 日	演奏会名	会 場
6月13日	岩崎 洸 教授 重奏研究クラス発表会	リハーサル室 (310室)
7月10日	菝澤 有 チェロ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
7月11日	野村 祥子 ヴァイオリン・リサイタル	リハーサル室 (310室)
7月11日	堀 沙也香 チェロ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
7月13日	渡辺 仁美 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
7月14日	早田 健 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
9月18日	横溝 宏幸 チェロ・リサイタル	アンサンブル室 (210室)
9月22日	大矢 絢子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
9月22日	中山 恵 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
9月26日	高柳 真喜子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)

桐朋学園大学院大学

9月28日	高田 のぞみ ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
10月9日	市川 沙 織 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
12月8日	秋月 慶子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
12月8日	山岸 麻悠美 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
12月19日	佐々木 梨美 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
1月9日	森本 菜桜子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
1月19日	三代川 恭子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
1月25日	清水 麻衣子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
1月25日	菅野 真由 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
1月26日	澤田 和歌子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
1月26日	大久保 奏 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
2月1日	中井 恒仁 講師 二重奏ピアノクラス発表会	リハーサル室 (310室)
2月14日	依田 幸司 ヴァイオリン・リサイタル	リハーサル室 (310室)
2月14日	渡邊 香子 ヴァイオリン・リサイタル	リハーサル室 (310室)
2月15日	岩崎 洸 教授 重奏研究クラス発表会	リハーサル室 (310室)

平成20(2008)年度

月 日	演奏会名	会 場
4月25日	オープン・キャンパス・コンサート No.1	リハーサル室 (310室)
5月30日	オープン・キャンパス・コンサート No.2	リハーサル室 (310室)
7月10日 11日	重奏研究コンサート	リハーサル室 (310室)
7月4日	佐々木 梨美 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
7月4日	大久保 奏 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
7月5日	渡辺 仁美 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
9月8日	森本 菜桜子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
9月8日	清水 麻衣子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
9月9日	渡邊 香子 ヴァイオリン・リサイタル	アンサンブル室 (210室)
9月22日	秋月 慶子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
9月28日	オープン・キャンパス・コンサート No.3	リハーサル室 (310室)
10月2日	山岸 麻悠美 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
10月2日	三代川 恭子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
10月3日	澤田 和歌子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
10月3日	菅野 真由 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
11月12日	依田 幸司 ヴァイオリン・リサイタル	リハーサル室 (310室)
12月8日	西牧 佳奈子 チェロ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
12月8日	辻本 詩穂 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
12月9日	荻田 鉄平 チェロ・リサイタル	リハーサル室 (310室)

12月11日 12日	重奏研究コンサート	リハーサル室 (310室)
1月7日	伊藤七生 チェロ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
1月14日	斉藤祐太 ヴァイオリン・リサイタル	リハーサル室 (310室)
1月21日	富山律子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
1月21日	大隅摩記 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
1月30日	林翔子 ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
2月4日	西村洋美 ヴァイオリン・リサイタル	リハーサル室 (310室)
2月4日	谷口絵美 ヴァイオリン・リサイタル	リハーサル室 (310室)
2月12日	前坂みぎわ ピアノ・リサイタル	リハーサル室 (310室)
2月18日	佐田大陸 ヴァイオリン・リサイタル	リハーサル室 (310室)

このほか、毎年3日間の日程で行われる2年次生の実技演奏試験（修了リサイタル）は、富山市内のホールで一般公開されており、多くの来場者を迎えている。また、秋には、桐朋アカデミー・オーケストラと共演で、本学学生を独奏者とする「協奏曲の夕べ」を開催し、多くのクラシック音楽愛好家を楽しませている。

リフレッシュ教育については、目的をそれに特化して実施しているわけではないが、「科目等履修生」の制度において、幅広い年齢層の受講生を受け入れていることが、リフレッシュ教育の一端を担っていると言える。また、富山市主催の「とやま芸術パーク祭」への参加等、学外での活動を通して市民との交流を積極的に行っている。

クラシック音楽の世界では、数多くのコンクールが開催されており、本学の教員は国内外を問わず、しばしば審査員を委嘱される。また、各種講習会や研究会等に講師として招かれることも多く、これらは、本学が人的資源を社会に提供している好例と言える。

(2) 10-1の自己評価

本学が持っている物的資源の社会への提供は、音楽という特性を通し人的資源と一体化しており、社会的な貢献に積極的に取り組んでいる。

(3) 10-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の校舎は、社会貢献を十分に行えるほどの空間的余裕はないが、人的資源での貢献については、前述のとおり、コンクール審査員等として本学の教員が数多く招聘されている。我が国の音楽芸術文化にさらに貢献できるよう、社会貢献活動と校務との両立に支障を来さない体制作りを構築する。

また、さまざまな演奏会や実技試験等、学外者にも公開されている活動をさらに広げる努力を続けるとともに、学外者のニーズに合った公開授業の開設を増やすなどし、常に社会に開かれた大学を目指す。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 10-2の事実の説明（現状）

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

本学では開学時より、さまざまな分野の専門家を特別講師として招聘している。平成19(2007)年度及び平成20(2008)年度に招聘された講師は、次のとおりである。

平成19(2007)年度

招聘講師名	身分（専門分野）	講義内容
鼓 みどり	富山大学教授（美術史）	「美術史」特別授業
平野和彦	桐朋学園大学教授（フランス語）	「19世紀フランス詩と音楽3」特別講座
村井頌子	音楽家（音楽学）	「バロック時代の舞曲と舞踏」特別授業
徳丸聰子	桐朋学園大学講師（ピアノ・指揮）	「ピアノ」特別講座

平成20(2008)年度

招聘講師名	身分（専門分野）	講義内容
浜中康子	桐朋学園大学講師（体育実技）	「バロック舞踏へのダンスからのアプローチ（バロック・ダンス実習）」特別講座

これらの講師が各種の特別講座、授業を行い、本学の教育に大きな役割を果たしてきた。前述の年度以前には、著名な若手演奏家等を海外から招き、本学の教員とのファカルティ・コンサートを一般公開で実施したり、楽器メーカーから専門家を招き、ピアノの構造等の講義を実施してきた。本学が海外の大学、音楽団体及び企業と人的な交流を行ってきた証左と言える。

また、富山県内の団体からの依頼に応じて演奏することで、社会との協力関係を築いている。これらのコンサートの演奏は学生が中心となるが、教員が加わることや曲目解説等で教員が関わることもある。

図書館では、桐朋学園芸術短期大学図書館、国際基督教大学図書館、白百合女子大学図書館の3館と利用協定を結び、各大学に所属する教員・学生は身分証明書・学生証の提示による登録後、図書資料（書籍・楽譜・雑誌）の館外貸出やAV資料の利用ができる。

利用協定を結んでいない大学図書館、専門図書館には、ILL（図書館間相互貸借）サービスにより、貸出（書籍・楽譜・雑誌は1ヵ月、AV資料は2週間）を行っている。

(2) 10-2の自己評価

音楽大学として、「産学連携」で企業との関係を構築することは困難であるが、諸団体と連携した「とやま芸術パーク祭」への参加や各種出向演奏等、学内外に対する本学の企

画は好評を博しているものが多く、評価に値する。今後は、学外団体や企業との関係構築や、本学に望ましい連携の在り方等を考えていく。

現状で述べたように、音楽を発信していく面では、社会との良好な関係は築いている。

(3) 10-2の改善・向上策(将来計画)

これまで本学が築いてきた人的交流を推進するのみならず、国内外の音楽大学、音楽教育機関との連携や、単位の互換制、共同授業の開設等、よりシステマティックな連携の方策を探る。また、企業等、学外団体の依頼に応じて演奏することは、プロフェッショナルな音楽家を目指す本学の学生にとって実践的な研鑽を積む貴重な機会であるため、さらに有効活用する。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 10-3の事実の説明(現状)

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

本学所在地の富山市とは極めて友好的な協力関係を保ち、富山市の広報やホームページで本学主催の演奏会や公開授業等の予定を公開し、また、本学附属教育研究機関の桐朋オーケストラ・アカデミー主催演奏会の予定も掲載している。

前述のとおり、修了リサイタルや学生リサイタル等が公開され、地元で毎年行われている富山市主催の「とやま芸術パーク祭」では、地域住民と一体となり音楽文化の発展のため積極的に活動している。

また、桐朋オーケストラ・アカデミーが主催する「保育所・幼稚園出向音楽教室」や「地域出向演奏会」等を通して、地域の子供達やお年寄りとの交流にも力を注いでいる。

(2) 10-3の自己評価

地域社会とは、良好な協力関係が構築されている。

(3) 10-3の改善・向上策(将来計画)

地域の音楽文化発展に、さらに積極的に寄与していく。

【基準10の自己評価】

本学の教員は、その専門性と音楽家としてのキャリアを活かし、国内外を問わずコンクールや各種講習会等に審査員や講師として積極的に参画している。また開学以来、国内外の優れた音楽家を講師として招聘しており、国内外の教育機関等との人的交流を保つとともに、本学の教育水準の向上に努めてきた。大学の枠を超えた音楽家あるいは音楽諸機関との教育的な連携は、プロフェッショナルな音楽家を育成するうえで極めて有効であり、評価できる。

企業等から演奏会参加への依頼が継続的にあり、学外団体との協力関係も良好に築いている。

公開授業、リフレッシュ教育については、本学の特色を活かした科目等履修生制度等を充実させ、独自の取り組みを行っている。

地域社会との連携については、地元行政からの依頼により、音楽大学として積極的に多くの演奏会を催す等、密接に関わっている。地域住民は、学生の日々の活動を身近に見守り、本学の創り出す芸術を身近に享受し得る大切な隣人である。

【基準10の改善・向上方策（将来計画）】

国内外の音楽教育機関との連携を築き、本学の教育が点から線へ広がりを持つよう、近隣の市や町、教育機関、福祉施設等との連携を強化する。また、本学の建学の精神に基づいた教育活動を展開しつつ、地域社会の音楽文化のさらなる発展に寄与する。

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。
--

(1) 11-1の事実の説明(現状)

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学では、【表 11-1-1 組織倫理に関する規程等一覧】のとおり、社会的機関として必要な組織倫理に関する規定を定めている。

【表 11-1-1 組織倫理に関する規程等一覧】

規 程 名	内 容
桐朋学園音楽部門就業規則	業務に専念する義務(第4条)、服務規律(第7条)、セクシュアル・ハラスメントの禁止(第8条)、安全及び衛生の注意義務(第54条)等、本学教職員の就業に関する行動基準・倫理基準について定めている。
桐朋学園音楽部門衛生委員会規程	労働安全衛生法に基づき、本学の衛生管理に関する事項について定めている。
桐朋学園音楽部門個人情報の保護に関する規程	個人情報の保護に関する法律に基づき、本学における個人情報の取扱いについて定めている。

就業規則を組織倫理の基盤とし、個人情報の保護やハラスメントの防止に関する事柄について規定化し、迅速かつ具体的に対応できるようにしている。

また、前述の組織倫理上の事項を含め、高い機密性が求められる案件の審議機関として、「桐朋学園音楽部門特別委員会規程」を定めており、より健全な学校運営が行われるよう努めている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

個人情報の保護については、学校法人桐朋学園が定める「学校法人桐朋学園個人情報保護方針」に基づき、桐朋学園音楽部門に「個人情報保護管理者」を置き、担当部署で総括的な管理を行うとともに、学生及び教職員への周知、委託業者への指導監督を含めた個人情報の安全管理に努めている。

ハラスメントの防止については、学生及び教職員に年度始めにリーフレットを配布し、注意を呼びかけている。

(2) 11-1の自己評価

前述した規程の他に法人全体としての規程を含め、組織運営、総務、人事、財務、教学等の諸事項を規定化する作業は概ね完了しており、組織倫理に繋がる条文も適宜もり込まれている。

本学では、規程に基づく学校運営を心掛け、規程の制定及び改正作業を適切に行うことにより、組織倫理の確立、維持、向上に努めている。

(3) 11-1の改善・向上方策 (将来計画)

社会的責任を全うするために、法令と諸規程を遵守した学校運営を行うことは言うまでもない。激変する社会環境のなかで、今まで以上に迅速に対応していく能力を高め、規程が形骸化することのないよう努めなければならない。そのためには、日常業務の際にも、個々の教職員が法令や通達を念頭に置き、諸規程との整合性や齟齬に注意を払って業務を遂行することを習慣づける。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 11-2の事実の説明 (現状)

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学は、次のとおり災害から安全を確保する体制を整えている。

- (1) 緊急連絡網を作成し、災害に対して、迅速に対応できる体制を整えている。
- (2) 不審者の侵入を防止するため、業者委託による警備体制を整えている。
- (3) 桐朋学園大学の「保健室」と連携して感染症等への警戒を呼びかけている。また、盗難、悪徳商法、振り込め詐欺等の被害に遭わないように、常に学生への啓蒙活動を行っている。

(2) 11-2の自己評価

危機管理は、災害（地震、風水害、火災等）、防犯（盗難、不審者の侵入防止等）、健康（感染症、アスベスト等）、学生生活（カウンセリング、傷害保険、社会犯罪からの学生保護等）と多岐にわたるが、本学では、当該関係部署が問題点を把握し対応している。責任者を始めとする指揮命令系統を明確にすることにより、学生への危機に迅速に対応できるよう常に心掛け、地域に信頼される大学づくりを念頭に置いて管理体制を構築している。また、学生一人ひとりが安心して学生生活を送れるよう、学内における危機管理の改善に常に努めている。

(3) 11-2の改善・向上方策 (将来計画)

教職員、学生ともに基本的な危機管理の認識度が低い点を改善しなければならない。避難誘導や初期消火等、危機管理に関する啓蒙活動を継続すると同時に、非常時に的確な行動が取れるよう組織的な取組みを強化する。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 11-3の事実の説明 (現状)

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学の教育研究成果に関わる広報活動は、次のとおりである。

- (1) 広報誌「桐朋学園音楽部門報」を年1回刊行し、教職員及び学生、保護者に送付するとともに、事務局窓口にて学外者にも自由に配布している。なお、ホームページにおいても公開している。
- (2) ホームページに、演奏会、公開実技試験及び公開授業の情報を掲載して学外者への周知に努めている。また、富山市の広報紙にも演奏会等の情報を提供している。

(2) 11-3の自己評価

本学の教育研究成果の広報活動は、前述した2項目が挙げられる。広報内容の表現等については、入念に確認作業が行われている。広報活動に関する管理体制は、次のとおりであり、公正かつ適切な広報活動体制が整備されている。

区 分	管 理 体 制
桐朋学園音楽部門報	「仙川キャンパス運営協議会」での原稿確認後、学長が発行責任者となって刊行している。
演奏会、公開実技試験及び公開授業	所轄部長による内容確認後、ホームページへの掲載及び更新を行っている。

(3) 11-3の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、複数の部署が分担してホームページを運営し、リアルタイムな情報を提供するよう努めている。情報技術の進歩に伴い、情報発信体制の強化は重要な課題であると同時に、運営方法も検証して整備する。教育研究成果を公正かつ適切に広報し、より効果的な広報活動を展開すべく、「研究科委員会」において検討する。

【基準11の自己評価】

社会的機関として必要な組織倫理は、「桐朋学園音楽部門規程集」に定められた諸規程の遵守により確立され、適切に運営されている。また、それに付随した学内外に対する危機管理体制も整備されている。

本学の教育研究成果を学内外に広報する体制は、責任の所在を明確にした体制が整備されている。

【基準11の改善・向上方策 (将来計画)】

組織倫理の確立と学内外に対する危機管理については、制度上は整備されているが、全教職員が等しく問題意識を持っているとは言えない。今後は、規程や制度を形骸化させないためにも、教職員一人ひとりに高い倫理観を求め、浸透させていく。

教育研究成果の広報活動については、現状の広報活動を検証し、より効果的な方策を、「研究科委員会」において検討する。

IV. 「特記事項」

本学は、富山市の誘致を受けて、平成 11(1999)年に我が国初めての芸術系の独立大学院として富山市呉羽町に設置された。附属教育研究機関である「桐朋オーケストラ・アカデミー」を含め、本学の運営に当てるため、富山市が毎年約 2 億円の補助金を支出している。

本学は、富山市からの多大な支援を市民に還元するため、オーケストラ演奏会、学生リサイタル等、学内で開催されるすべての演奏会を市民に開放し、開かれた大学として、富山市が目指す「芸術と文化のまちづくり」に貢献している。また、「桐朋学園富山キャンパス市民の声を聴く会」を、原則年 2 回開催し、市民が本学の教育研究活動等に関する意見を述べる機会を設けている。この「市民の声を聴く会」には学長、研究科長等が出席し、今後の教育研究活動に市民の声を反映させている。

1. 学内演奏会

平成 20(2008)年度、学内で開催された演奏会は、次のとおりであり、開催予定はホームページ等で広報している。

月 日	演奏会名	演奏者／出演者	入場者数 (人)
4月25日	オープン・キャンパス・コンサート No. 1	高 関 健 他	82
5月30日	オープン・キャンパス・コンサート No. 2	秋 山 和 慶 他	84
7月10日 11日	重奏研究コンサート	大学院大学在籍生	50
7月4日	佐々木 梨美 ピアノ・リサイタル	佐々木 梨美 他	45
7月4日	大久保 奏 ピアノ・リサイタル	大久保 奏 他	45
7月5日	渡 辺 仁 美 ピアノ・リサイタル	渡 辺 仁 美	45
9月8日	森本 菜桜子 ピアノ・リサイタル	森本 菜桜子 他	45
9月8日	清水 麻衣子 ピアノ・リサイタル	清水 麻衣子 他	45
9月9日	渡 邊 香 子 ヴァイオリン・リサイタル	渡 邊 香 子 他	60
9月22日	秋 月 慶 子 ピアノ・リサイタル	秋 月 慶 子 他	45
9月28日	オープン・キャンパス・コンサート No. 3	大 勝 秀 也 他	90
10月2日	山岸 麻悠美 ピアノ・リサイタル	山岸 麻悠美 他	45
10月2日	三代川 恭子 ピアノ・リサイタル	三代川 恭子 他	45
10月3日	澤田 和歌子 ピアノ・リサイタル	澤田 和歌子 他	45
10月3日	菅 野 真 由 ピアノ・リサイタル	菅 野 真 由 他	45
11月12日	依 田 幸 司 ヴァイオリン・リサイタル	依 田 幸 司 他	45
12月8日	西牧 佳奈子 チェロ・リサイタル	西牧 佳奈子 他	45
12月8日	辻 本 詩 穂 ピアノ・リサイタル	辻 本 詩 穂 他	45
12月9日	荻 田 鉄 平 チェロ・リサイタル	荻 田 鉄 平 他	45

桐朋学園大学院大学

12月11日 12日	重奏研究コンサート	大学院大学在籍生	40
1月7日	伊藤七生 チェロ・リサイタル	伊藤七生 他	45
1月14日	斉藤祐太 ヴァイオリン・リサイタル	斉藤祐太 他	50
1月21日	富山律子 ピアノ・リサイタル	富山律子 他	45
1月21日	大隅摩記 ピアノ・リサイタル	大隅摩記 他	45
1月30日	林翔子 ピアノ・リサイタル	林翔子 他	40
2月4日	西村洋美 ヴァイオリン・リサイタル	西村洋美 他	45
2月4日	谷口絵美 ヴァイオリン・リサイタル	谷口絵美 他	45
2月12日	前坂みぎわ ピアノ・リサイタル	前坂みぎわ 他	45
2月18日	佐田大陸 ヴァイオリン・リサイタル	佐田大陸 他	80

2. 桐朋学園富山キャンパス市民の声を聴く会

市民が本学の教育研究活動等に関する意見を述べる機会として、次の規約に則り、原則年2回開催している。

【「桐朋学園富山キャンパス市民の声を聴く会」規約（抜粋）】

(目的)

第1条 学校法人桐朋学園（以下「学園」という。）は、桐朋学園大学院大学と桐朋オーケストラ・アカデミーとによって構成される桐朋学園音楽部門富山キャンパス（以下「富山キャンパス」という。）を地域に開かれたキャンパスにするために、富山キャンパスと市民との交流等について、市民の声を聴くための「桐朋学園富山キャンパス市民の声を聴く会」（以下「聴く会」という。）を設ける。

(所掌事項)

第2条 次の事柄について聴く会の意見を徴する。

- (1) 富山キャンパスと市民との交流に関する件
- (2) オーケストラ・アカデミーの演奏会に関する件
- (3) 桐朋学園大学院大学の公開講座等に関する件
- (4) その他、学園が必要と認めた件

(構成員の委嘱)

第4条 聴く会の構成員の委嘱は、次の各号とする。

- (1) 年齢満20歳以上で、1年以上富山市内に住所を有する市民の中から、一般公募し、抽選の上、12人以内を理事長が委嘱する。
- (2) 富山県内の諸団体から10人以内を理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 構成員の任期は2年とする。公募委嘱者については期限の切れる少なくとも3ヶ月前に、改めて公募する。

2 構成員の再任はこれを妨げない。

平成 20(2008)年度は、6月 21 日及び3月 14 日に開催され、次の意見が寄せられた。

- (1) 平成 20(2008)年度から、新しい試みとして学内で開催した「オープン・キャンパス・コンサート」は、演奏者の息遣いまで聴こえ、とても良い企画である。
- (2) 本学教員に、子供を対象とした演奏の指導をお願いしたい。
- (3) 演奏会の観客数を増やすため、もっとPR活動を充実させるべきである。